

第49回平成25年3月与謝野町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成25年3月14日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時12分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也(午前欠席)	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久(午前欠席)
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 発委第 1 号 | 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について

(提案～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 9 号 | 与謝野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

(質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 10 号 | 与謝野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 11 号 | 与謝野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

(質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 12 号 | 与謝野町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

(質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 13 号 | 与謝野町都市公園の設置等の基準に関する条例の制定について

(質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 14 号 | 与謝野町都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について

(質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 15 号 | 阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例の制定について

(質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 16 号 | 与謝野町水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について

(質疑～表決) |
| 日程第 10 | 議案第 17 号 | 与謝野町簡易水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について

(質疑～表決) |
| 日程第 11 | 議案第 18 号 | 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

(質疑～表決) |
| 日程第 12 | 議案第 19 号 | 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について

(質疑～表決) |
| 日程第 13 | 議案第 20 号 | 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

(質疑～表決) |
| 日程第 14 | 議案第 21 号 | 与謝野町簡易水道設置条例の一部改正について |

日程第15	議案第22号	与謝野町公共下水道条例の一部改正について	(質疑～表決)
日程第16	議案第24号	香河辺地に係る総合整備計画の変更について	(質疑～表決)
日程第17	議案第27号	平成24年度与謝野町一般会計補正予算(第8号)	(質疑～表決)
日程第18	議案第28号	平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)	(質疑～表決)
日程第19	議案第29号	平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)	(質疑～表決)
日程第20	議案第30号	平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	(質疑～表決)
日程第21	議案第31号	平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	(質疑～表決)
日程第22	議案第32号	平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	(質疑～表決)
日程第23	議案第33号	平成24年度与謝野町水道事業会計補正予算(第2号)	(質疑～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

本日は、堀口卓也副町長並びに白杉直久教育委員会委員長より、欠席の届けが参っておりますので、一応、午前中の欠席と聞いています。皆さんにお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 発委第1号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長(秋山 誠) 失礼します。

発委第1号 平成25年3月14日、与謝野議会議長、赤松孝一様。

提出者、与謝野町議会運営委員会委員長、有吉正。

与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。以上です。

議長(赤松孝一) 提案議員の提案説明を求めます。

3番、有吉議員。

議会運営委員長(有吉 正) おはようございます。

今、局長から読んでいただきましたが、今回の定例会では議案第18号に特別職の職員、町長、副町長、教育委員会教育長の5%カットの条例改正が出ております。また、議案第19号では職員の給与3%カットが出ております。今度の25年度予算に当たりましては、町長の予算編成方針に議会も報酬を除いた5%カットで議会も取り組んでまいり、何とか議会だよりの編集など工夫をしてまいりまして、5%の削減をやってきたところであります。

2月21日の議会運営委員会で、このような行政側の提案があり、議会運営委員会で協議し、また、2月28日の議員の全員協議会でも皆さんと協議をしてまいりました。そして、この提案となったわけでございます。どうぞ、議員諸兄の全員のご賛同を賜りたいと、このように思います。よろしく願いいたします。

議長(赤松孝一) これより質疑に入ります。

質疑はありません。

4番、杉上議員。

4番(杉上忠義) それでは、提案者、議会運営委員長、有吉議員にお尋ねいたします。

急遽の提案ということで、議会運営委員長として大変な作業だったというふうに思っております。今回の提案理由によりますと、財政状況が大きな理由になっておるところでございます。私、本来、議会改革とですね、行財政改革は別だというふうに思っております。特に議会議員におきましては、行財政改革をなし遂げるのが大きな議会として、議員として役目だというふうに思っております。

なぜか、その財政状況だけを大きな理由とした提案理由につきまして、委員長に再度質問いたします。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

議会運営委員長（有吉 正） 杉上議員のお答えになるかどうかわかりませんが、2月28日の全員協議会でも、いろんな意見がありました。そういった中で、意見を集約したのが、やはり5%カットと、町長、特別職の5%カットに合わせようと、そういう結論に至ったというふうに私は考えております。以上です。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今回、一連の退職金の減額騒動から、一連の国の動きを見てますと、発端は1月24日の閣議決定、これが大きな理由になってると私は思います。そこに、こうあります。各地方公共団体においては、速やかに国に準じて必要な処置を講ずるよう要請すると、こうあります。そこで出てきたのが、きのうも申し上げましたけども、公務員、地方公務員の給与と地方交付税をセットにして、国は押しつけてきたといいますか、大阪府の松井知事のコメントによりますと、これは究極の中央集権の行為だというふうに述べておられます。

この点につきまして、提案者、有吉議員の見解をお尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

議会運営委員長（有吉 正） 私の答弁が、してもええのかどうか、個人の感想を言うてええのかどうかわかりませんが、杉上議員のおっしゃることは、マスコミ等で聞いているとおりだろうというふうに思いますけども、我々、本当の末端の地方議員にとっても、地方分権とは言いながら、お金とか、そういうことではなくして、義務だけがおりてくるというような感じが、ここ最近、私もいたしておるところでございます。以上でございます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） やはり有吉議員の答弁にありましたように、私たちも、汗も涙も流しながら地方分権の推進、地方分権を獲得するために行動をとってきたところでございます。それが、今回は地方に対する一括交付金もなくしてですね、ひもつき補助金に変わりました。こうした点、あるいは今申し上げました中央集権の強化につきまして断固、地方議会としても戦っていくべきだと、私は、かように思っております。

有吉議員の決意がありましたら、述べていただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

議会運営委員長（有吉 正） 非常に困難な道のりだろうと、現実にはそう思っておりますけれども、それは常に地方議会人としては考えておかなければならないと、三権分立の中の一つの議会というあり方についても、常に心しておかなければならないなというふうに私は感じております。以上でございます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今回、与謝野町議会はですね、報酬カットということで動くわけでございます。しかしながら、私たち議員は町民の多くの意見を反映できるような、多様な意見を持って、この議会に臨んでですね、伝統と革新、多様性を、この議会から発信したいと、かようにいつも思っております。

今回の動きには、議会の運営委員長として動かされたことを評価いたしますけども、ベテランの有吉議員、私たち与謝野町議会で欠点だと私は思っているのは、穏健な長老議員がおられないということでございます。これをですね、何度も何度も修羅場をくぐってこられた有吉議会運営委員長に求めるのは酷な点もございまして、どうか丁寧な丁寧な議会運営を心がけていただきますよう、切にお願いしときたいと思います。有吉議員、どうぞ。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

議会運営委員長（有吉 正） 朝、質問するぞ、来て言われて、どんな質問かなと思ったら、非常にありがたいような、苦しいようなところで、それこそ修羅場というのは、人それぞれ思うわけなんですけども、誰も、議員が一番自分が苦労しているだろうなという思いは皆さんと一緒にというふうに思っておりますが、お言葉はありがたく受けとめさせていただいて、今後もよろしく願いいたします。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 同士の議員が提案者でございますんで、賛同せざるを得ませんけども、もう一度、お願いしておきます。どうか、多様な意見、多様性をですね、大事に大事にした議会運営をお願いして、私の質問といたします。ありがとうございました。

議長（赤松孝一） 有吉議員。

議会運営委員長（有吉 正） そのように、私なりに努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4 番（杉上忠義） どうもありがとうございました。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） それでは質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

提案議員、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより発委第1号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、発委第1号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第2 議案第9号 与謝野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第9号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第9号 与謝野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第10号 与謝野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第4 議案第11号 与謝野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、以上2件を一括議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので直ちに一括質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
最初に、議案第10号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第10号 与謝野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第11号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第11号 与謝野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第12号 与謝野町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第12号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第12号 与謝野町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第13号 与謝野町都市公園の設置等の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第13号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第13号 与謝野町都市公園の設置等の基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7 議案第14号 与謝野町都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第14号 与謝野町都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第15号 阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、谷口議員。

16番(谷口忠弘) おはようございます。

それではですね、阿蘇シーサイドパークのグラウンド・ゴルフ場の条例につきまして、何点か質問をさせていただきたいと思えます。この阿蘇シーサイドパークの事業は、旧岩滝町の時代から引き継いだ事業でありまして、事業開始年度が昭和63年という、非常に長く多岐にわたっての事業でございました。まず、この事業の再認識をさせていただくために、総事業費とですね、この財源の内訳と総事業費と施設の概要につきまして、改めて伺いをさせていただきたいと思えます。

議長(赤松孝一) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) お答えをさせていただきます。まず最初に、昭和63年から事業を実施をしております、阿蘇シーサイドパークの平成24年度末の事業費が約29億5,000万円というふうに、最終的に思っております。国庫補助金でございますけれども11億7,400万円ぐらいに国庫補助金の部分が充たっていくというふうに思っております。

それから、あと起債と一般財源の部分がございましてけれども、これはちょっと今、23年度分までしかわかっておりませんので、23年度分でご勘弁がいただきたいと思えます。12億9,290万円でございます。それから、一般財源のほうでございます。これも23年度末というふうなことで、ご報告をさせていただきますけれども4億5,400万円というふうな数字でございます。

16番(谷口忠弘) 施設の概要。

建設課長(西原正樹) それでは、施設の概要につきまして説明させていただきます。面積が約6.2ヘクタールでございます。先ほど言いましたように、事業期間は昭和63年度から平成24年度ということでございます。今現在、既に平成24年5月1日現在で5.8ヘクタールを供用開始をさせていただいております。中の部分でございますけれども、ごく簡単に説明させていただきますと、ちょうど男山側の部分につきまして芝生公園というふうな公園となっております。その

部分と、それから徒渉池、ちょうど駐車場の横の部分でございますけれども、そこに池を設置をさせていただいております。

あと、今回、平成24年度で管理センターが1棟と、それから23年度で遊具の設置をさせていただいております。それから、その手前側の部分でございますけれども、駐車場の整備をさせていただいております。今回、今の管理棟と、それから、遊具を除く部分の芝生の設置をさせていただいております。平成24年度で管理をさせていただくというふうな内容でございます。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 私です。合併当初から、いろんな角度から質問をさせていただいた経過を思います。非常に事業費が多額であるということと、多年度にわたった事業であるため、いろんな見直しの要求をさせていただきました。特に野外設備につきましては、非常に野ざらしになりますので、施設の老朽化等々ですね、大変その点が気になりましたので、できるだけ野外設備については、簡素なものにするべきだと、維持管理も大変ですし、修理にもお金がかかるということで、そういうことも発言をさせていただきました。しかし、今般、グラウンド・ゴルフ場は新設されるということで、いろんな初期の投資でありますとか、ランニングコストを考えた場合には、やはりグラウンド・ゴルフが一番適切かなというぐあいな考えでおりますので、今回のことは非常によかったのではないかといいに思っております。

そこで質問をさせていただきますけれども、このグラウンド・ゴルフにかかわる年間の維持管理費、全体もあるでしょうし、このグラウンド・ゴルフ場にかかわる年間の維持管理費もわかればお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをさせていただきたいと思っております。これは、平成25年度で予算を計上させていただいております。今、阿蘇シーサイドパークも含めてというふうなこともございました。阿蘇シーサイドパークの今の維持管理費、特にいうたら今、シルバー人材センターさんのほうにお世話になってる部分の草刈りだとか、そういった経費が大体、約280万円、そのうちの、それは、この阿蘇シーサイドパーク以外の、今、シーサイドパークも含めて10の都市公園を持っておりますので、それらも含めると280万円の、そういった芝刈りだとか、あるいはまた草刈りだとか、そういったことをさせていただいております。今回、平成25年度、きょうはちょっと予算書を持ってきておりませんが、今まで280万円だったというのを480万円にさせていただくというふうに思っています。

今、200万円程度、今回のグラウンド・ゴルフ場の部分に、そういった芝を刈るだとか、そういった経費を追加させていただいておりますのと、あとどうしても水をやらなんだとか、そういうふうな経費も入れますと、全体で大体230万円ぐらいを予定をさせていただいておりますというふうな状況でございます。

平成23年度までの阿蘇シーサイドパークの維持管理費の概算経費というものを一応、全体はじかせていただいております。今の阿蘇シーサイドパーク、それからパークも含んでの10の都市公園の部分も入れまして、大体、約750万円程度というふうな格好で維持管理費を見ておりましたので、それに今回、グラウンド・ゴルフの部分が追加に入ってくるというふうな結果になるだろうというふうに思っております。

ちょっと、もう少し長くなるかもわかりませんが、今回のグラウンド・ゴルフ場というのは、土曜日と日曜日の部分につきましては、1日管理人さんを置くつもりにしています。それから、平日につきましては、半日程度、そうやって管理人さんにおいていただくというふうな内容で、一応、先ほどの私が言いましたような管理費をはじかせていただいております。そういった状況で今後、阿蘇シーサイドパーク、またグラウンド・ゴルフ場の維持管理をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 今、ちょっとたくさん数字を並べられたんで、どれがどれかちょっとわからなくなったんですけども、全体で750万円ぐらいの阿蘇シーサイドパークの維持管理費が要ると、そのうちの230万円がグラウンド・ゴルフ場の維持管理費だと、こういう理解でよろしいんですかね、違いましたら結構です。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） わかりにくい説明だったかわかりませんので、もう一回説明をさせていただきます。

阿蘇シーサイドパークを入れた10の公園を、都市公園を持っておりまして、その全体の維持管理費が750万円程度かかるということでございまして、今回のグラウンド・ゴルフ場の部分につきましては、別に230万円程度かかるというふうに今のところ、当課としては考えておるような次第でございます。

議長（赤松孝一） 谷口議員。

16番（谷口忠弘） 当町でもですね、年々高齢化率が高まっておりまして、グラウンド・ゴルフを愛好される方が年々ふえているように聞いております。グラウンド・ゴルフはスポーツだけではなく、コミュニケーションの一つのツールとしても非常に有効なものではないかなと、私自身もそう思っております。そこで、お伺いしたいんですけども、147ページのところに施設の使用方法が記載をされています。これは、どの程度の、団体、個人の方が、この施設を利用するというぐあいな見込みがあるのか、全くないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。これの料金の関係もございましたので、近隣の芝生で、そうやってグラウンド・ゴルフをされる場所の単価を調べさせていただきました。大体、一日に500円というのが、この近隣の芝生でグラウンド・ゴルフをされる場合の、大体、そういうふうな単価でございました。それを、一定、参考にさせていただいて、ここの部分も1日使用料が500円というふうな格好で整理をさせていただいております。

これは、今の230万円がもとを取れるということになりますと、年間に約4,800人というふうなことになってくるのかなというふうに思っております。大体、その辺の部分が一つのベースになるのかなということやら、それから先ほど言いましたような、近隣の単価をやっていく中で500円なら妥当な線なんかなというふうに計算をさせていただいて、今そのようなことを思っております。

ただ、どういうんですか、先ほど議員のほうもおっしゃいましたように、できるだけたくさんの皆さんに使っていただきたいというふうに思っておりますし、できましたら、そうやってどういうんですか、交流人口がふえてくるような使用ができればなというふうに思っております。

ございます。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

- 1 6 番（谷口忠弘） 私もですね、そこんところはちょっと一応、聞きたかったものですから、利用者数の見込みをちょっと聞かせていただいたわけございまして、この利用料金と利用者数がかき合わせたものが利用収入ということになりますね。私は、大分前からよく言ってるんですけども、必要な経費というのは、最初の初期のインシヤルコストは別としてですね、やはりランニングコストはできるだけ、こういう施設については、利用者収入で私は賄うべきであるというぐあいに思っております。厳しい財政状況から鑑みてもですね、やはり使っていただく方に維持管理費を見ていただくというのが一番理想的な形ではないかなというぐあいに思っております。そういう意味で、この使用料というのは、先ほど近隣のグラウンド・ゴルフ場のを参考にされたら、こう言っておられましたけども、そこだけで、この料金の基準を決めたのか。先ほど、私が申しましたような観点から決めたのか、その辺はどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。ベースは、今、言いましたように230万円が一つのベースというふうなことを考えてました。そこは、今おっしゃるように、今、議員がおっしゃいましたように、使用料で維持管理費を賄っていくというのが基本のスタイルなんかなというふうに思っております。それと、今の500円というふうなことは、ずっと後で調べていった結果、500円の部分が多いということで、今回、500円ということにさせていただいたというふうなことでございます。

それを単純に割っていくと、先ほど言うたような人数になるんかなというふうに思っております。そこのところ、最初の考え方がそういうふうな、できるだけ、来てもらった使用料で維持管理費が賄えたらというのがベースでございました。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

- 1 6 番（谷口忠弘） ぜひですね、そういう感覚でしていただかないと、今後、いろいろなものをつくったわ、後の面倒を見なあかんわというふうなことでは非常に困りますので、大変気になったものですから、その点についてお伺いをさせていただきました。この考え方はですね、別に、特に、こういう施設は、つくったら喜んでいただけるということは当たり前ですけども、やっぱり後々のことを考えて、ぜひそういうふうな考え方を取り組んでいただきたいなど。このほかに、維持管理費のほかに、できれば必要なものとしては、減価償却費ですね、芝を打ったら10年か20年たったら傷みますよね。できたら、こういう減価償却費も含めて使用料を計算して、それが、あまり高額になれば問題ですけども、それがどの程度になるのか、この辺の試算も十分していただかないと、今後は、これ別に、このグラウンド・ゴルフ場に限らず、施設の使用というのは、そういう考え方をぜひ持っていただきたいなというように思ってます。

以前、ちょっと話、変わりますけど、有線テレビの関係で、あの事業は多額の事業でしたけど、加入者率がふえれば、事業費も賄える、借金も返せるとね、そういういろんな要素があつて、事業内容もすばらしいですけども、そういったランニングコストを含めたですね、総コストが利用者で賄えるというシステム、これは今後、この考え方は非常に大事ではないかなというぐあいに思ってますので、ぜひですね、この事業に限らず、そういう考え方を持っていただいて、事業の

継続というか、事業をしていただきたいなというぐあいに思っていますけど。

町長、この点につきまして、どうお考えかお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今後、そうしたシビアな考え方で事業をしていくということは、大変必要なことかというふうに思います。ただ、お金に換算できない、このことによって皆さんの健康が保てるだとか、増進につながるだとか、そうした効果も当然、見ていく必要があると思いますし、ただ、グラウンド・ゴルフ場でもうけようという、もうけるというような発想ではなしに、おっしゃるように減価償却までも、先々のことを考えた、そういう考え方というのは大事な視点だというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 谷口議員。

1 6 番（谷口忠弘） 私はですね、大変将来を心配しているほうなんで、つつつつつつ心配症がこりまして、そういうお話をさせていただくんですけども、やはりできることは先々、先々ですね、先手を打っていくという考え方が、ぜひ今後、必要になってくるというぐあいに思いますので、あまりこのね、情緒的に考えると、いろんなことが、これ入ってきますので、そこはやっぱり数値管理というのが絶対必要になってくると、私はそう考えてますので、そういうことでお願いしたいなということでございます。以上ですね、私の質問は、これで終わります。ありがとうございます。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 1 番、小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 1点だけ、質問をさせていただきたいと思います。あの湾岸道路というんですか、いわゆる町の中を走る道路を渋滞というんですか、そういったことの避ける意味で埋め立てされて、旧町時代から今日になったわけですけども、公園化されている分と、それから都市機能用地ということ、きょうまで耳にしておりまして、その都市機能用地が今回、グラウンド・ゴルフというような形で整備されることになったわけですけども。一つお尋ねしたいのは、いわゆる非常に商工会あたりでも、かなりあその場所で、何とか地域の経済的な、そういった拠点になるような施設というんですか、そういった話も出てたようでございますけども、ほんなら誰がするんかというような形で、なかなかそういった集約ができないという形で、そうかといって、いつまでも環境美化の点からも、ほっとくわけにはいかないという形で、こういうことに落ちついたように私は思っておるんですが、将来的に、いわゆる今のグラウンド・ゴルフ場をしようというような場所が、いわゆるほかのことに転用が、いわゆる地域の方々、住民の方々、そういった方々の総意のもとに、そういったことが盛り上がった場合は、ほかのことにも、あの場所が転用できるのかどうか、もう絶対、これ未来永劫にグラウンド・ゴルフ場でいくということなのか、その辺のことを1点お尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。この今の都市機能用地の活用については、長いこといろんなご意見もいただいていたというふうに思っています。その中で、この今、議員がおっしゃいましたように、誰がするのと、町も平成24年度に阿蘇シーサイドパークの事業が終わってまいりますので、その完了年度に合わせて、都市機能用地の部分についても、一定結

論を出していきたいというふうな中で調整をさせていただいておったというふうに思っております。

商工会のほうからも、出前講座を開いてほしいとか、いろんなことからご意見もいただいておりますので、整理をさせていただいて、今回、整備をさせていただいておりますので、そんなことがないように、皆さん使っていただきたいというふうに思っておりますし、町が一旦、そういうふうな格好で事業を入れましたので、それに向かって活用していただけるような方策をとって、みんなが使っていただきたいというふうに思っておりますので、今、まだ今後、ほんならとって、どういったような、たくさん来ていただけるのかどうかもまだ、はっきり言ってわからんわけなんです。使ってやるでというふうな人は、私どものところにもたくさんお見えになっておりますので、そうやって使っていただけるんだらうなと思っておりますけれども、まだまだ不安でございますし、まだ、芝が活着して実際に使うというのは、今の芝生のメーカーからやってまいりまして、もう2カ月半か3カ月ほどかかると、ちゃんと芝が活着せんと使えないというふうなことも聞かせていただいておりますので、多分7月ぐらいになるのかなというふうに思っております。

さっき言いましたように、そうやって、町がやっぱり、そうやってお金を入れて整備をさせていただいておりますので、そういうふうなことに今、議員がおっしゃいますようなことにならないようにご利用していただきたいというふうに思っております。今のところ、そういうふうなことは考えておりません。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 私もせつかくね、多額の資金投下されるということのことで、すぐすぐそういうことが生じることは困ると思っておりますけども、しかし、いわゆる代がかわって、将来的な、そういうあいつた場所での、景観地であり、それがいわゆるグラウンド・ゴルフ場に適しておることであれば、それにこしたことはございませんし、やはりほかの使う用途があるということであれば、やはりそういう、そのときの皆さん方で、また検討もいただける、そういったこともあってもいいんじゃないかなと思ってお尋ねしたようなことでございます。

それと、グラウンド・ゴルフ場で、今ちょっと土持ちもされて、少しかさ上げされて準備されているようでございますけども、地元のグラウンド・ゴルフをなさっておられるお方からお聞きしましたら、その公園の部分でもできるん違いますかというお話させてもらったら、いわゆる雨が降った後の水はけが非常に悪いというのは、いわゆる埋立地で、いわゆるどういうんですか、落差が少ないというような形のことで、雨降って、もうびしょびしょでもう入れないというようなことをお聞きしたことがあるんですけども、これから、そういう芝とか、そういうことを植えられるにつきましては、やはり水はけがいいようなこともお考えいただいて、お考えされておると思っておりますけども、そういった形で本当に使い勝手のいいゴルフ場になりますように、よろしくお願ひしたいと思ひまして、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありますか。

1 7 番、今田議員。

1 7 番（今田博文） きのうちょっと現地を見させていただきました。非常に立派な管理棟が建っております、道路を挟んで、いわゆるグラウンド・ゴルフ場と、管理棟というのは道路を挟んだ形

になってまして、少し使い勝手が悪いのかなというふうな思いで見えてきました。

今、谷口議員からあった、事業費の関係、それは公園全体の話だったと思うんです。今回のグラウンド・ゴルフ場の管理棟、それから芝、これ、どれぐらいの事業費なのか教えてください。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 阿蘇シーサイドパークの平成24年度の事業費についての質問だというふうに思っています。

17番（今田博文） グラウンド・ゴルフの関係だけで。

建設課長（西原正樹） グラウンド・ゴルフ、すみません。

グラウンド・ゴルフの関係だけということなんで、大体、約4,000万円ぐらいが今のグラウンド・ゴルフ場。

17番（今田博文） 芝の分か。

建設課長（西原正樹） そうです。そういった格好で整備をさせてもらってます。全体の事業費がたしか1億2,200万円ぐらいの事業費だったと思っております。今のおっしゃるのは平成24年度の阿蘇シーサイドパークと、それからグラウンド・ゴルフ場、それから今、管理棟。

17番（今田博文） 阿蘇シーを別にした話をしている。

建設課長（西原正樹） わかりました。4,000万円ぐらいでございます。

17番（今田博文） 管理棟は別だろう。

建設課長（西原正樹） 管理棟は別です。ただ、管理棟の部分で、管理棟の部分に倉庫というものを設置をさせていただいております。その部分につきましては、補助対象にはなっておりませんので、いわゆるその部分は単費ということになりますので、その部分はアロケーションというのか、1棟の部分で補助事業の部分と単独の部分という格好で分けさせていただいております。そういった部分も含めて約4,000万円、この単独費として持たせていただいております。いわゆる管理棟の単費の部分と、それからグラウンド・ゴルフ場の部分を入れて、約4,000万円ほどの事業費を持っております。単独費として。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 単費だとか、何とか補助があるとかいうことは別にしまして、私が聞きたいのは管理棟が幾らですかと、幾らで建ったんですかということと、芝は4,000万円の予定だということを知りたいんですが、管理棟は幾らなんですか。

議長（赤松孝一） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時21分）

（再開 午前10時36分）

議長（赤松孝一） それでは、暫時休憩を解きまして、会議を再開いたします。

西原建設課長。

建設課長（西原正樹） すみません。お時間をとっていただきましてありがとうございます。

それでは、今、議員ご質問のございました公園管理センターの工事費でございます。

3,223万5,000円ぐらいになるだろうというふうに思っております。

それから、グラウンド・ゴルフ場の工事費でございます。先ほど、不確定なことを申し上げておまして4,000万円というふうに言うておりましたけれども、それは横にある町道の整備

も含めてございまして、グラウンド・ゴルフ場だけで3,000万円ということでございます。そのうちに芝生にかかる工事費分につきましては1,700万円ということでございます。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） わかりました。この条例ですけれども、使用時間8時から5時まで、こうなってますけれども、夏場というのは非常に日が落ちるのは遅いということで、もう7時ごろまで、日によっては7時半ごろまでできる可能性も十分あるわけですが、これ、このままでいいのかどうか。それから、もう一つ使用許可ですけれども、あらかじめ町長の許可を得なければならない。非常に使い勝手が悪いんじゃないかというふうに思うんですが、そこはどうですか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今、夏場になると日が長くなって、長くできるんじゃないかというふうな内容だったというふうに思っております。確かに、夏は日が長くなりまして、また、昼間の部分が大変暑いというふうなこともございます。その辺のところの部分につきましては、こういった時間帯にはさせてもらってますけれども、別に、この施行規則を設けさせていただこうと思っております。その部分につきまして夏場の部分は何時からというふうに期間限定だけでございますけれども、そういうふうな組み立て方をさせていただこうというふうに思っております。

それから、事前予約で使い勝手が悪いんじゃないかというふうなことをご指摘をされております。この部分につきましては、ここに施設使用料と書いてございますけれども、当日券というふうなものもご用意をさせていただいております。来ていただいて、そこがあいてるというふうなことになれば、その当日券を買っていただいて、グラウンド・ゴルフをしていただくというふうなことも可能でございますので、そういう意味で、この当日券というものを発行させていただこうというふうに思っております。事前にというふうなことは、特に団体さんが使われる場合というふうなことを、ちょっと想定をしております。その部分の書き方を、この条例の中でうたっておりますので、事前に予約というふうなことを、ちょっと重きに置かせていただいたような文章になっていることは、たしかに今、ご指摘のとおりだというふうに思っておりますが、こういった当日券だとか、あるいは回数券をご利用いただいて、あいておったら、また来ていただいて使っていただくということも考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 当日券もあるということですが、そうしますと管理人の方が土日は1日、午前も午後もおられるということですが、平日はどうでしたかね。平日は半日ですね。半日ということなんで、管理人がおられないときに、グラウンド・ゴルフをしようと思って来られた人は、自動販売機の券があるのかどうかわかりませんが、無料で簡単にできるのと違うんですか。その管理はどうされますか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それは、委員会の中でも、ちょっとそうやってご指摘をいただいていた件でございます。一応、平日につきましては、半日というふうなことを今、考えさせていただいております。ただ、管理人さん、阿蘇シーサイドパークを含めて管理をお願い、今お世話になっておりますので、シルバー人材センターに。ここの阿蘇シーサイドパークの維持管理につきましても、芝

生を管理していただくというのが大変多いというふうに思っておりますので、シルバーさんをお願いしようと思っております。大体、今シルバーさんのほうも、そうやって阿蘇シーサイドパークの公園のほうも管理をしていただいておりますので、もしも仮に事務所を閉めたというふうな場合にも、この携帯の電話を、その方に預けておこうと、そこに電話してもらったら、その携帯につながるようにというふうなことも考えさせていただいておりますのと。

それから、いついつには絶対おるといふようなことを、今後、町の有線テレビも利用して、そういうふうなPRをさせていただいて、できるだけ、この時間帯に予約をしてほしいとか、あるいは、そういったことがわかるような看板の設置をさせていただいて、当面、それで運用させていただこうかなというふうに思っております。

先ほど、谷口議員のほうからも、そうやって、使用料で維持管理が賄えるようにというふうなこともございましたんで、委員会の中でも、その点についてご指摘をされとったということは事実でございますし、今後やっていながら、そういうふうなことも考えていかんなんのかなというふうに思っております。ちょっと、まだはつきり、きちっと、何せちょっとわからん部分もございまして、やっていながら調整をしていこうと思っております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） そこは、もうひと工夫、要るのではないかと。来られて携帯電話の番号が書いてあって、わざわざそんなふうに電話して、今からしますなんて、そら真面目な人はされるでしょうけども、空いとったら、そんなもんしたらいいわと、こうなりがちではないかというふうに思っていますので、そこはもうひと工夫、要るのではないかというふうに思っています。

グラウンド・ゴルフをするには、あのゴールというんですか、どういうもんですね、ポール、ゴールいうんですか、あれ。いやいやスティックじゃない、この入れるもん。あれが要るわけですね。何ホールあるかわかりませんが、あれは常時セッティングされとるもんですか、自分で持って行ってするんですか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今回、あそこの場所の部分につきまして、グラウンド・ゴルフ協会、京都府のグラウンド・ゴルフ協会の、そういった役員をされとる方がございまして、マスターというふうな、そういうふうなことを言うておられるそうですけれども、その人がセッティングができるというふうなことになっておりまして、3月4日の日に一応、何ホールとれるかというふうなことを見ていただきました。最大で3ホールとれるようでございます。3ホールとれば公認コースとしての登録ができますよというふうなことをいただいております。先ほど、質問がございました、ホールというんですか、あの部分につきましては、今の24ホール確保できますので、24ホール準備をさせていただくこととしております。そこに、ほんならセッティングは誰がするのかというふうなこともございますので一応、今、この間も来ていただいておったんですけど、コースのびょうを打ってもらうように考えています。そこにセッティングができるようなことにさせていただこうと思っておりますけれども、そこはいつも設置をしておるといふことになりませんので、最終的には今の管理人さんが、最終の人が終わったら、今の事務所のほうに持って帰っていただくというふうにさせていただこうと思っております。朝8時からということなんで、そうやってお使いなる人がございましたら、セッティングを、そこ

でやっていただくというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 景色はすばらしいとこで、設備も、芝を刈って最高だと思います。だけど、それだけでは人は来ません。やっぱり管理人さんの愛想だとか、そういうことも一つは大事な要素になってきます。特に、こうして半日250円、1日500円も払ってされるんですから、あんな管理人がおるところには、もう行けへんというふうなことにならないように、そこはしっかりとシルバーと連携されて、お世話にさせていただきたいというふうに思っております。

それからもう一つは、与謝野町にもいろんなグラウンド・ゴルフ場があるわけですね。ユースセンターの、あの下管理されているグラウンド・ゴルフ場あります。それから加悦奥は自分たちで、わずかな費用で管理をやっていこうということで地元の方が頑張ってもらっています。それから、大江山運動公園には、民間で、そうして頑張ったグループでやっておられます。そういったいろんなグラウンド・ゴルフ場がある中で、今回は非常に手厚い管理人さんも段取りし、景観もすばらしい芝を張ったところでやられる。そういうほかのグラウンド・ゴルフ場との公平性という面では、どのように考えておられますか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 同じ公園の中でも、今回、こうした形のグラウンド・ゴルフ場ができました。これは一応、町として設置させていただいたものでございますので、そうした点で、ほかとの整合性をと言われますと、やはりそこにはおのずと差が出てくる。これはいたし方がないことだというふうに思っております。しかしながら、ほかのグラウンド・ゴルフ場も自分たちの力で汗をかきながら、そうしたものを整備してこられておりますので、全てというわけにはいきませんが、やはり町民の方たちが使い勝手のいいような、そうした若干の手を入れていくことは必要だろうというふうには思っております。

それらは具体的にどうということにはならないかと思っておりますけれども、普通、常識的に考えられる、そうした中での整備に若干なりとも手を入れていく補助のような形でさせていただくことも必要なというふうには考えております。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 今、町長がおっしゃったように、同じ狭い町の中でいろんな形態もあるわけですが、手を入れる部分もあるのではないかと町長の答弁をいただいたんですが、ぜひそこはあまり温度差が出ないように、町民からあまりクレームが出ないような形を、今後も、ぜひとっていただきたいというふうに思っています。これ申し上げまして、終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

6 番、宮崎議員。

6 番（宮崎有平） それでは、グラウンド・ゴルフ場について、質問させていただきます。去年の阿蘇シーサイドパークの審議会のほうでは、グラウンド・ゴルフ場に名称は決まったんですが、使用する目的は、多機能広場というふうなことがあったと思うんですが、違いましたか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

先ほどもあったように、たくさんのご意見がございまして、最終的に決まったのが9月ぐらい

だったのかなというふうに思っております。その中では、最終的にグラウンド・ゴルフを中心とするというふうな位置づけで皆さん、役員さんのほうもご納得いただいたということでございます。じゃあほんなら、ほかの使い方というのはどういうことなんだというふうなことがございました。ゲートボールをしていただくということも可能かもわかりませんし、できるだけ、どういうんですか、芝生を傷めないような格好でお使いになる分については、こんなものかなというふうに思っておりますけれども、このグラウンド・ゴルフを中心というふうなことで、そういった意見でまとめをさせていただいておりますので、あと使っていただけるということになれば、ゲートボールというふうなことになるのかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） それじゃあグラウンド・ゴルフ以外には、ゲートボールしか使えないということ
で理解してよろしいですか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それに類するようなものだというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 去年もいろいろとそういう審議会の中でも話し合いがあったんですけども、じゃあその後ではですね、商工会等が扱うようなことはできないということでしょうか。例えば、テントを張ったり、そういう物品、これは許可がないとできないとしてありますけども、そういった商工会が使うようなことはできないということではよろしいですか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。商工会がどのようなことに活用されるのか、そこはわかりませんが、阿蘇シーサイドパークの中にも、今どういうんですか、管理棟の横には、また芝生も張らせていただいて、そちらのほうもご利用いただけるということになっております。そういったところの部分につきましては、同じ、いうたら道を挟んで反対側のゾーンにはなりますけれども、そういったお使いも今まで、例えば商工会さんが夏のイベントをされたりとかいうことは、今の阿蘇シーサイドパークの公園を使ってやっていただいておりますというふうなこともございますので、どういうふうなご利用をされるか、それはわかりませんが、今、先ほど言いましたような格好で整備をさせていただきたいということで、一定、この審査委員会のほうからもご了解をいただいたというふうに思っておりますので、今、商工会さんが、例えばテントを張って、そういったバザーをされるとかいうことになれば、今まで阿蘇シーサイドパークのほうでやられておりましたのでね、それは、そのようにしていただければいいのではないかとこのように思っております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） わかりました。それともう1点お聞きしたいことがございます。

前から、私1年半ほど前に申し上げたと思いますが、知恵の輪は今どうなっていますか。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをします。今、阿蘇シーサイドパークの、どういうんですか、一番、平和通り側のところにシートをかぶせたまま、そうやって置いてございます。これは旧岩滝町のときに、町民の方が寄附されたというふうにお聞きをしております。この部分が残っておりますので、

私どもも、その当時、預かった役場の職員さんのところに一回、聞きに行つてこようというふう
に考えておりました、近日中に、その方と面談をさせていただいて、そのときの経過だとかいう
ことをお聞きをさせていただきたいというふうに思っております。そのことによって、どこに設
置をするのがいいのかということも含めて、検討させていただきたいというふうに思っておりま
す。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 私が、この質問をさせていただいたのは、1年半以上前の話が、検討するという
町長の答弁をいただいたんですが、いまだに、まだそれが進んでいないと、今から、そのときの
職員さんに聞きに行くというふうなことを今、答弁されましたけども、そんなに遅いことでいい
んでしょうかねと私は思っておりますが、ちょっと腹立たしい気持ちで、今おります。

それと、今後、じゃあまだ決めていらっしゃらないということですね。それが建つのか、建た
んのかということは。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） まだ、建つとなれば、今どういうんですか、そこに置いてある場所なんかとい
うふうに思っておりますし、どの場所に建てたらよいかというふうなことも含めてお聞きをさ
せていただきたいと思いますというふうに思ってます。

確かにすごい重たいものでございますし、それが、倒れんようにしようと思いますと、相当な
基礎も必要だなというふうに思っておりますので、この点も含めて今、検討をさせていただいて
おるとことでございますので、もう少しお待ちがいただきたいというふうに思ってます。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） はい、わかりました。あれを寄贈した人の思いを考えると、本当に腹が立ってき
ますけども、そう言つとつてもしょうがないんで、せいぜい早くあれを建てていただきますこと
をお願いしまして、終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 3 番、井田議員。

1 3 番（井田義之） それでは、条例について質問させていただきます。多くの議員、聞かれましたの
で、ほとんど聞かれたんかなというふうに思うんですけど、私もいろいろと、これまで質問して
きた中で、せっかく多くの金をかけて活用されるということなんで、ぜひとも有効活用がお願い
したいなど、先ほど今田議員も言われましたけれども、金もうけがどんどんというところまではい
かなくても、遊ぶことがないように使つていただきたいなというような意味で質問させていた
だきたいというふうに思います。

まず一つ、ここで阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場という条例の名称ですけども、
これはこれで結構やと思うんですが、例えば網野のほうだと、花ゆうみとかいうような、愛称と
いうのか、それで花ゆうみのグラウンド・ゴルフ大会とかいうようなことを企画されとるわけ
ですね。そういうグラウンド・ゴルフ協会が、これはやってもろてもいいんだと思うんですけれど
も、そういう愛称というのか、かた苦しい名前やなしに、何かそういうようなことは、そのグラ
ウンド・ゴルフ協会と話されたときでも出てこなかったのかどうか、その点について、まずお尋
ねをしたいと思います。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをします。今の名称の件でございますけれども、グラウンド・ゴルフ協会の方に、こういった名称をしますとかいうことは言うておりません。この阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場というのは、役場の中で決めさせていただいたものでございます。

今後、その愛称だとかいうふうなことがちょっと出てくるのかどうか、わかりませんが、今、阿蘇シーサイドパークということ、やはり一つの売りにするのが一番いいんじゃないかということで、このような名前にさせていただいたということでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） これから始まるとなんで、あれなんです、私は将来的には、前にも言いましたように、クアハウスと一体的なまちおこしに使えるかなと、グラウンド・ゴルフ人口もどんどんふえておりますし、グラウンド・ゴルフが今は観光産業として東北のほうでもやっております。そういうような格好に持っていったらいいのかなと、そうすると阿蘇シーサイドではネームが弱いんですね、やっぱり天橋立か何か、こういうイメージアップが図れるような名称というのを、今は、もう答弁なくても結構ですけど、考えていながら、やっぱりせつかくのものを有効活用していただけたらなというふうなお願いをしておきたいというふうに思います。

それで、条例の部分ですけども、先ほど時間のことは今田議員のほうから出ましたが、結局、一つ、各種団体が50名以上となつとるんですね。一般的にグラウンド・ゴルフの場合、そういう人数になるのかどうかわからんですけれども、団体というのを、料金が安くなるわけですけども、普通50名というのはちょっと多いん違うかなという気がするんですけども、もう少し少ない、いわゆるマイクロバス1台ぐらいの人数が来てもらえたら、その辺を団体として扱うというふうなことは議論されなかったのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。この使用料を幾らにするかというふうな点から、今の団体の件についても、うちの建設課の中でもまかせていただきました。先ほどもあったように、30人がいいんじゃないかというふうな意見もあったわけですけど、中にはありましたけれども、どういんですか、24ホールあるということは大体、今のグラウンド・ゴルフの団体でやられるというたら6人とか何とかというふうな話に出てくるのかなというふうに思っておりましたので、仮に6人の場合やったら1ホールで大体48人ぐらいになるのかなというふうなことから、ちょっと50人というふうなところで一応、セッティングをさせていただいたということでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 実際に活用される中で、また、いろいろとグラウンド・ゴルフをあちこち行かれる方も結構ありますので、そういう方との意見も聞きながらやっていただけたらありがたいというふうに思いますし、それから、あと、この条例の中で町内の人と、その他の人という格好になっております。大抵、グラウンド・ゴルフというのは5～6人とか10人とかいう小さいグループもありますし、今、言うた20人とかいうグループもあります。

ここで、町内の人、例えば申し込みをする、町内の人と一緒に来るという中で、よその人も入って来られることが結構あるんですね、いろいろな関係で。そのときに、こういう書き方の中

で、結局どこまでが町内の人で、どこからが町外の人なんだというのは、そのグループの場合です。団体の場合でも、両方含めて団体があります。それはここでは、どういう仕分けをするような格好の内容になっておるのか、その点でどういう検討をされたのか、どういう協議がされておったのか、お願いいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） この部分につきましては、同じ都市公園がございます、同じ都市公園の事業でございます八丁浜都市公園というのが京丹後市にございます。そこを例にとらせていただいて、この備考の3番の部分につきましては、そういうふうにさせていただいております。

やはり、これはかたかく言い出したら切りがないわけでございますけれども、これは全く単独費を使わせて、言うたら、いわゆる単独事業で町が実施をさせていただいたというふうに思っておりますので、京丹後市の例でも、やはり一定程度、金額はふえとるというふうな中で、そういうふうな使用料の書き方がしてございましたので、そこはちょっと一定程度、その部分を折り込ませていただいたということでございます。

今、ここに、3のところにも本町に住所を有する者、その中で各種団体、もしくはこれらの従業員以外の者が使用する場合は、この表の使用料の2倍をいただくというふうにさせていただいております。これは、京丹後市の八丁浜の今の都市公園整備事業でしましたグラウンドの部分につきましても、このような書き方がしてございます。一定程度、これも税金を投入して町がしたわけでございますので、一定程度、やはり差をつけるべきじゃないかなということから、このような書き方をさせていただいたということでございます。

1 3 番（井田義之） グループの中で、一緒に来なった場合。

建設課長（西原正樹） この部分につきましては、この要綱の部分で一定、きょうは持ってきてございせんけれども、調整をさせていただこうというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） それから、その下の営利を目的とする場合というの、一応、企業団体等で企業、金融機関とかが、どこそこのという格好でやられるわけですね、これはどういうんか、私は営利ではないと思うんですけども、例えばここで上がっております営利を目的とする場合というのは、どういう団体を指されておるのか、お願いします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。この部分の営利を目的というのは、例えば、この間も新聞のチラシに載ってございましたけれども、グラウンド・ゴルフを目的に、例えばツアーを組むだとかいうのが、今あるようございまして、その部分を、ここでうたわせていただいております。この間も、ツアーのやつを見ておると、どこどこにツアーは行きますと、何ぼでできますよというふうなパックツアーがございましたので、そういったところを意識して、その部分を書かせていただいております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 私は、そういう部分も一般的に扱って、それこそ、できるだけ皆さんが来てもらいやすい状態のほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、その辺は、私の思いとして伝えておきます。私が今、聞きましたのは、いわゆる管理人さんがね、結局、なかなか、この条例どお

りにやろうと思うと難しいと。要綱でと言われましたんで、要綱なり管理人さんにしっかりとやっていたきたいという、管理人さんがやりやすいような体制をとっていただけたらなというふうに思いますし。

そこで、管理人のことですけれども、シルバー人材センターのほうに委託をしようかなというふうなことでしたけれども、そういうことでよろしいでしょうか。それから、どのような内容で契約をされておるのか、お願いいたします。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。先ほども質問がございましたように、ここの管理というのが、芝生を管理していただくのが一つ。

それから、今のグラウンド・ゴルフの受け付けをしていただく、そういったものを、受け付けをしていただくというのが主な業務になるというふうに思っております。特に芝の管理というのが、芝生が伸びますと、伸びると毛先の部分が枯れるというのが、大体、芝生の、今までずっと管理をしておると、そういうことになるだろうというふうに思っております、例えば、1週間に一遍程度だとかいうふうなことで、芝を刈らんなんということがございますので、この部分について、今、阿蘇シーサイドパークのほうで、いわゆる乗用の機械がありまして、それでいうたら芝を刈っていただいておりますということがございますので、このグラウンド・ゴルフ場の部分につきましても、シルバーさんのほうで委託をしていただくほうが、よくなれた方が、そうやってお使いをいただいておりますので、その方にお願ひできたらなというふうな思っております。まだ、どういうんですか、正式な、まだ、契約ということまでは、まだいっておりませんが、一応、シルバーさんのほうには打診がかけてあります、既に。何とかお願ひできるだろうというふうなことをお聞きしておりますので、今後、いわゆる3月31日以降の部分について、シルバーさんのほうと、そういう契約をさせていただいて、先ほど今田議員のほうがおっしゃいましたような、きちっとした受け付けだとか、そういうことができるような、どういうんですか、シミュレーションをやっけていって、できるだけ利用者にご迷惑をおかけしないということを前提にして、お願ひしようというふうに思っています。

ちょっと、まだ芝が活着するまでには、もう少し時間がかかりますので、そういった券の発行だとか、それから、そういうことも含めてシルバーさんのほうに、こういうこととお願ひしますと、一つの実施例を書いてお渡しをし、そこでやっていただけるようにお願ひしようというふうに思っています。内容につきましては、先ほど言うたような内容で契約をさせていただこうというふうに思っております。

今、既に阿蘇シーサイドパークのほうで契約をさせていただいている部分がございますので、それに見合った格好で、契約をさせていただくというふうな内容でやっていこうというふうに思っています。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） その契約の内容にかかわってくるだろうと思うんですけれども、先ほど今田議員も言われたように、ここのオープンが大体7月ごろになるだろうということ、7月ごろといいますが、日の長いときですね。5時ごろから4時ごろから、ちょっとやろうかなというような人がおいでのときに、5時に終わるというようなことではね、なかなかあのものだろうと思いますし。

それから、グラウンド・ゴルフをされる方の話を聞いておりますと、土日に限らず平日でも結構多いんですね。平日は半日とかいうような話でしたけれども、その辺のところを一遍ちょっとグラウンド・ゴルフをされる方々とも、ゆっくりそこを話を聞かれながら、どういう格好で運営していくのがいいのか、そのことについては、しっかりと今後の協議、条例の範囲なのか、条例を超える部分なのか、要綱の中かわかりませんが、実際の活用がどんどん進むような方向でやっていただきたいなということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

議長（赤松孝一） 14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、条例について質問をさせていただきます。もうたくさんの方が質問されておりますので、問題点も出尽くしたかなというふうに思いますし、私も審査委員会にちょっと籍を置いておりましたので、あまり質問するのは好ましくないかもわかりませんが、確認も含めましてですね、少し質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどの質問の中での答弁の中で、コース設定のことについてですね、説明がありました。私もちょっと誤解しとるかなと思うんですが、コース設定は確認させていただくんですが、3コース、それから公認コースとしての認定がされるのかどうか、そこら辺もう一度、明確に答弁していただけますでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 答えいたします。まず、コース設定の部分についてでございます。この間、グラウンド・ゴルフ協会の方と現地で立ち会いをさせていただきまして、3コースとれるということをお聞きをしております。3コースの設定をお願いしようと思っております。そうなれば、3コースとれれば公認コースになりますよということは伺っておりますが、一つはグラウンド・ゴルフを中心としたという部分がございますので、それを公認コースにしようと思いますと、グラウンド・ゴルフ場だけだということにならないと、公認コースの、そういうことはできませんよということ、この間、そういうことをお聞きしましたので、そこになるのかどうかというのは、今後の利用状況に、一つかかわってくるのかなというふうに思っております。それでよろしかったですか。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 確かに、このゴルフ場については、審査委員会の中でもけんけんがくがくとありましてですね、あそこを商業施設にすべきだというふうな意見もかなりあったと思います。最終的には、ゴルフを中心とした多目的ホールということになったのではないかなというふうに私も認識をいたしておりますが、やはりあそこの、せつかくの、あのゴルフ場を大勢の方に有効利用をしていただこうとするならば、私は、むしろあまり中途半端な使用は避けるべきだなというふうに、私は思っております。今後の利用状況を見てというふうに、今も答弁がございましたけれども、できたらですね、私は専用の公認コースとして認定を受けて、多くの町内の方、あるいは町外の方も問わずに利用していただけるようなことができれば、私はいいのではないかなというふうに思っております。それは今後の利用状況ということになっておりますけれども。

例えば、先ほどの答弁を聞いておりますと、あそこのホールが3コースですと24ホールという、1コースが8ホールでしたね、たしか。それで三つで24ホール、そのホールを、あそこでゴルフをしようと思うとセッティングをせないかんわけなんです。また、片づけないかんわけで

す。管理人がされるんかかもしれませんが、自由に行ってですね、料金を払えば、すぐできるという状況にはなっていないわけなんで、大変その使い勝手が悪いような状況ではないかなというふうに、私は、そこら辺は一つ心配しておるんですけども、そこら辺はいかがでしょう。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。確かに行ってすぐ使える、それが一番、僕は一番ええことだというふうに思っております。ただ、阿蘇シーサイドパークの部分につきましても、近年は、例えばベンチのところにスプレーがしたったりとか、そういうふうなことがございましたので、今おっしゃったように、ずっとあそこの部分にセッティングそのままとして置いておくというのが一番、僕は一番いいと思っておりますけれども、なくなる可能性があれへんかなというふうな心配をしています。というのは、さっきも言うたようなことが起こりましたので、やっぱり最後は持って帰らんのかなということ、ちょっと、その部分を心配しとるわけです。

最後、そういうこと、今まで、そういう事例がございましたので、その部分の心配というのが、ずっと僕の頭の中にありまして、そういうふうなことがなくなれば、そうやってずっと置いておけるというのが本当が一番よいというふうには、私も思っております。

議長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私はなくなるとは言い切れませんが、私は可能性としては非常に少ないん違うかなというふうに思います。あそこの、せつかくのあのゴルフ場でございますので、これはやはり町民の方を含めてですね、町外の方も含めて、できるだけ大勢の方に利用していただく、そして自由にやっぱり使っていただく、使い勝手がいいようなゴルフ場にさせていただくことがですね、私はいいんじゃないかなと、そうせんと私は集客ができませんじゃないかなと、そういうふうなゴルフ場なら、私、行きたくはないわとか、自分たちで、またセッティングせんならんしというようなことではですね、私は、それはちょっといかがなもんかなというふうに思っております。ですから、盗難ということについてはですね、それはあるんかもわかりませんが、やはりゴルフ場としての位置づけならですね、私は、それを常備しておくべきだと。

もしどうしても、あそこを多目的に、ほかのゲートボールで使いたいというときには、それは撤去すればいいわけなんで、私は常に、それは、そこにつけておくべきではないかなというふうに思いますので、そこら辺は今後ですね、グラウンド協会の方とも、やっぱりこの辺は十分相談していただいてですね、使い勝手のいいような方法をとっていただきたいなというふうに思っております。ですから、あそこがもし、公認コースとするならばですね、私は100人程度の大会ができるんじゃないかなというふうに思っております。ですから、やっぱりそういったことで大きな大会も誘致する可能性もありますので、一つ、あのゴルフ場を、せつかくこしらえるゴルフ場でございますので、町の活性化の一助に、一つなるような方策をとっていただきたい。

旧岩滝町時代も、あの阿蘇シーサイドパークはクアハウスと大内峠一字観公園のセットの中で、一つ町の活性化を図っていきこうということで作られた公園でございますし、それに今回、ああいうゴルフ場ができたことによって、その一助になればと、私は思っておりますので、そういう点で建設課と言わずですね、商工観光課との連携を深めながら、そういった対応をしていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでございましょう。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 3カ月ございますので、3月末に終わると、大体7月ごろに始まるということになりますと、2カ月半か3カ月ぐらいの猶予があるのかなというふうに思っております。その点につきましてはグラウンド・ゴルフ協会、また、今もう既に使わせてほしいというふうな、そういった団体がございますので、そういった皆さんのほうと、使い勝手の部分について、一度お話をさせていただきたいなというふうに思っております。

先ほどおっしゃいましたように、確かに大勢来ていただいて、それが、いうたら交流人口の一つの増加になってくるというふうなことは、私も思ってますし、そうなるように本来はしなければならぬというふうには思っておりますけれども、なかなかいろんなことを考えておまして、ハードルが高い部分もございますので、また、そうやって、その人たちと協議をさせていただきたいというふうに思っています。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） ゴルフ愛好者も大変、あそこのゴルフ場を期待をいたしております。また、民間も、やはりあのゴルフ場を通じての観光客誘致ということもですね、私は考えられるのではないかなというふうに思っております。与謝野町の中に観光客が一人でも大勢入ってくる、交流人口がふえるというふうなことも、一つ今後の、一つの大きな試練としてあるのではないかなというふうに思っております。あのゴルフ場が、そういったことで観光客の誘致、あるいは交流人口の増加、そして町民の活性化の、いわゆる町の活性化の一助になればというふうに願っております。

老人の運動方針であります友愛、それから健康、奉仕、これは三本柱が老人の活動の一つのモットーとされております。あのゴルフ場でお年寄りたちが、やはり友愛を図り、そして、きずなを深めながら、そしてまた、ゴルフを通じての健康増進を図り、そして奉仕をしていく。たまにはですね、週に一遍ぐらいは草取りぐらいはしていただいてもいいのではないかなと、私は思っておりますので、そういうことを期待しながらですね、ゴルフ場が有効活用されることを願いまして、質問を終わりたいと思います。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありますか。

1 0 番、山添委員。

1 0 番（山添藤真） それでは阿蘇シーサイドパークの条例案について、数点、質問をさせていただきたいというふうに思います。

この計画については、旧岩滝町時代からの長きにわたる事業でありますので、それゆえ多くの方々が多角的な意見を出されてきたというふうに思っております。そうした中で、意見をまとめられ、こうした条例を提出、そして、予算を計上されるということは非常に難しい、そして困難な作業だったのかなというふうに思っております。私自身、昨年の当初予算の審議の場で、この予算についても質問をさせていただきました。その際、申し上げるのは、ゴルフ場になるのか、商工観光的な施設になるのか、その用途はこだわらないけれども、その合意に至るまでのプロセスについては、しっかりとした段取りを踏んでいただきたいと、そうした主張をさせていただきました。

この提案がなされるまでの経過、そしてプロセス、振り返られて、どのような総括を思っているのでしょうか。その点についてお伺いしたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。合併をしまして、平成18年に、この阿蘇シーサイドパークがあると、また建設課の所管だというふうなことをお聞きをしまして、都市公園事業で整備をしておるといふような内容でございました。この部分については、先ほどありましたように、設計審査委員会があって、その皆様とご協議をしながら事業を進めていますということでした。この部分については、設計審査委員会を開かせていただいて、年度の事業計画について、町が思っておる案について、ご審議をいただいたというふうに思っております。

平成21年になりまして、今、今回、条例を出させてもらってます都市機能用地の部分についても一定、どこかで整理をしなければならないというふうなことから、この部分について設計審査委員会の中でご議論をいただきたいというふうなことを申し上げました。何もなかったから議論ができませんので、町としての思い、それから、あの近隣住民の皆さんの関係からいきますと、今、当初はもう、どういんですか、土があるだけというふうな内容でございましたので、近隣の住民の皆さんからは砂ぼこりがたたんようなものにしてくれと、まず、それが1点目でした。

それから、阿蘇シーサイドパークをつくつとる段階でも、今までは天橋立が見えておったけれども、見えんようになったというふうなことをおっしゃる方もございましたので、できるだけ、そういうふうな高い高木の部分については、もう設置をしないというふうなことをやっていくべきだというふうに思っておりました。そういうふうな中で、今のたたき台としてグラウンド・ゴルフ場をというふうなことをご提案をさせていただきました。その後、商工会のほうから出前講座を開いてほしいということで、商工会のほうに行かせていただいて、今の状況は、こういう状況ですというふうなことも申し上げ、その中でフリートークだったというふうに思っておりますけれども、いろんなご意見をいただきました。

その後、設計審査委員会の中で、ちょうど岩滝の、何ですか、大名行列がございましたので、それから以降、今のあそこの部分に、いうたら商業施設をというふうなお話もございました。あの近くの人からは、天橋立が見えるような、見えないようなことはかなわん、それからこの道の部分も整備をしてほしいというふうな内容でもございましたので、町のほうは、それらも含めて考えていく中で、商業施設というても、なかなか誰がするということになりましたときに、ご意見ございませんでした。かといって、今の町は、そのまま、その人らの計画ができるまで置いておくというふうなこともできませんし、今後、ここで一つ区切りをつけさせていただこうというふうな中で、設計審査委員さん、何回も議論をしていただいて、最終的にグラウンド・ゴルフを中心とした芝を張って、芝を張ることによって今まで、ほこりがたっておった部分がなくなる。それから、天橋立も見えると、そういうふうな中の部分を、どちらもニーズに応えようと思いますと、今のような整備しか無理なんと違うかなというふうな中で、議論もいただきましたけれども、最終このような状況でおさまってきたということでございます。

拙速だというふうなご意見もいただきましたし、いろんな意見を言う方もございましたけれども、最終的に、多分8月か9月ごろだったというふうに思っておりますけれども、今の整備のやり方でいこうというふうなご決断をいただいて、それ以降、整備をさせていただいてきたということでございます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） それでは多角的な、さまざまな意見がある中で、合意に至るまでのプロセスをしっかり踏まれて、こうした提案をなされたというふうに理解をさせていただきます。

1点だけ、先ほど小林議員の質問の中でありました点について確認をさせていただきたいんですけども、小林議員に対する答弁の中では、今後ゴルフ場で、こういった形の施設運営をしていくというような中で、例えば5年後、10年後、例えば商工会が何かをやろうとされたとしてもゴルフ場の運営をしていきたいというような発言をされたというふうに思うんですけども、この点は間違いないですか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。設計審査委員会の中で、そういうふうな意見が統一して、今回、このグラウンド・ゴルフを中心としたということで整備をさせていただいておりますので、これがきちっと運営ができるようにやっていくのが本来の趣旨だというふうに思っております。

今、たくさんの議員さんのほうから、みんなが利用していただけるような施設にやってくれというふうなことのご意見をいただいておりますので、たくさんの皆さんが使っていて、交流人口がふえるようなことをやっていきたいというふうに思っておりますので、今、この違う施設にどうのこうのというふうな話は、私は全く思っておりませんし、そういうことがずっと続けていけるように、やっていきたいというふうに思ってます。

先ほども、どなたかの意見がございましたように、やはり町がやっていくというのは、一つの限界があるのかなというふうに、私は個人的には思っておりますので、指定管理者だとか、そういったところに最終的には委託をしていくのが一番いいのではないかとというふうに、私は個人的には思っております。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 2012年の6月6日だったというふうに記憶していますけれども、産業建設常任委員会の席の中では、課長は、そのような答弁はなさっておりませんでした。

例えば、5年後、10年後、やる気がある人たちが手を挙げるのであれば、そうした運営の方法を変更してもよいのかもしれないというような答弁をされていたというふうに記憶しているんですけども、それ以降、このご見解に至るまでどうした経緯があったのか、その点についてお伺いできますか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それは、今の都市機能用地がきちっと決まるまでの話だったというふうに思っています。それは、町が一応たたき台はつくりましたけれども、皆さんのご意向というのは、いろんな意見があるだろうというふうに思っておりましたので、そのときにはそういうふうなことを申し上げていたというふうに思っておりますけれども、その後、ずっとプロセス、設計審査委員会の流れだとか、そういうふうなことをお聞きする中で、最終的に旧岩滝町が当時、将来の目標としてやられておった部分がというふうなことを、今、設計審査委員会の中でも脈々として、そういう歴史があるんだというふうに私は理解をしましたので、今回の部分についても最終的に委員会の結論として、そういうことになりましたので、今回、それを曲げずにやらせていただきたいというふうに思っています。

それが、今後、町がずっと、これが維持できるような公園整備ができればというふうに思っ

ますし、京都府のほうからも、あそこの公園を、ただ単に都市公園だけの位置づけというふうなことではなしに、たくさんの皆さんが使っていただけるような公園にしてくれというふうなことは京都府のほうからも、ただ単なる都市公園だけ以外にも、そういうふうなことというふうなことを一つの宿題とされておりますので、そういうふうなことから考えますと、今後、今の計画に基づいて、ずっとやっていきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 昨年の3月の定例会の中で申し上げたように、プロセスについてはしっかりと手順を踏んでいただきたいというふうに申し上げました。それは常任委員会の席の中でも何度か言ってきたように思いますけれども、その6月に開かれた委員会以降、委員会の中で、そうした経過の説明であったり、意見の訂正を聞く場というのありませんでした。

こうしたプロセスをしっかりと踏んでいただきながら、やっぱり出される計画のほうが、私は今後の運営についても、よりよい効果が出てくるというふうに思っておりますので、この点については再度、気をつけていただきたいというふうに思います。以上です。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第15号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第15号 阿蘇シーサイドパークグラウンド・ゴルフ場条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第16号 与謝野町水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について、及び日程第10 議案第17号 与謝野町簡易水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について、以上2件を一括議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので直ちに一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

最初に、議案第16号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第16号 与謝野町水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第17号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第17号 与謝野町簡易水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11 議案第18号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7番(伊藤幸男) 少しだけお伺いしときたいと思っています。一つはですね、この議案が提案説明にありますように、冒頭には財政問題にかかわって、財政の確保にかかわって、減額をするということと同時に、一方で農業委員会委員の皆さんの報酬を上げるということが一括で出てるんで、この点については、違和感はなかったのかどうかという点を、提案側からお聞きしときたいと思っています。

議長(赤松孝一) 奥野総務課長。

総務課長(奥野 稔) 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。与謝野町の特別職の職員給与及び報酬でございます。今のご質問は農業委員会の委員並びに会長の処遇改善とあわせてということでございますけども、違和感とおっしゃいましたけども、何らないと考えております。

議長(赤松孝一) 伊藤議員。

7番(伊藤幸男) それでは、そういう認識だと。別の課題だと、全く別問題だと、こういう理解でよろしいんですね。それでは、それにかかわってちょっと質問をしたいと思っているんですが、農業委員会委員さんの報酬を決めた点ですが、これは報酬審議会とか諮られたのかどうかという点はいかがですか。

議長(赤松孝一) 奥野総務課長。

総務課長(奥野 稔) 報酬審議会におきましては、農業委員会の委員さんのほうは、対象になっておりませんので、報酬審議会には諮っておりません。

議長(赤松孝一) 伊藤議員。

7番(伊藤幸男) それでは、戻りますが、町長ほか特別職の減額ということになってるわけですが、これは報酬審議会なんか諮られたんですか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 町長及び副町長、教育長とありますけども、報酬審議会を開催させていただきまして、審議をいただきました。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。それから、最後になりますけど、ちょっと私の認識とずれがある、私自身が不十分だったらお許し願いたいと思っているんですが、現時点、教育長の場合ですね、減額処分の最中ではないかと思うんですが、この点はどういうふうになるんでしょうか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 減額処分、いわゆる懲戒がかかっておる期間は、その率、額は下がります。さらに今度の3%カットで、いわゆる報酬額ありますね。5%すみません。報酬額がございます。今度は5%カットをしようということです。したがって、その報酬額、下がった分だけの懲戒がかかってましたら、その懲戒分もかかってくるということになってまいります。

今の場合、考え方を申し上げました。したがって、4月には終わっております。もしそういう期間があれば、そういうことになるというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） すみません。ありがとうございました。冒頭にね、ちょっとこだわったのは、冒頭に上げるのと下げるのが一本で出てきたもんですから、ちょっと違和感を覚えたので質問させてもらいました。すみません。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第18号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第18号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、少し早いんですが、事務局のほうの体制の問題もございまして、体制ってあれですよ、仕事のことですけど。

ちょっとここで休憩に入ります。13時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時48分）

（再開 午後1時30分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

日程第12 議案第19号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、杉上議員。

- 4番(杉上忠義) 昨日の一般質問で、地方公務員の給与については質問いたしまして、町長から一部答弁をいただきました。本日、また、与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。

提案理由でございます。財政状況に鑑み財源の確保とありますけれども、与謝野町一般職員の給与をカットすることによってですね、一体全体幾らの財源が確保できるのか、まずお尋ねいたします。

議長(赤松孝一) 奥野総務課長。

総務課長(奥野 稔) 杉上議員のご質問にお答えします。今のご質問は給料でございます。3%の全職員一律カットということでございます。効果といたしましては、対象者が263人でございます。2,800万円という給料の減額措置となります。

議長(赤松孝一) 杉上議員。

- 4番(杉上忠義) 総務課長の答弁、263人で2,800万円、これは1年間、賞与も含めてでしょうか。

議長(赤松孝一) 奥野総務課長。

総務課長(奥野 稔) 今回の3%カットの改正につきましては附則でございます。1年間、給料のみのカットということになります。

議長(赤松孝一) 杉上議員。

- 4番(杉上忠義) 給与のみということございました。そこで一律カットということなんですけれども、資料によりますと大学卒業で本町の職員は初任給は17万2,000円となっております。今、春闘の回答が一斉に出されておる大手の企業では、公表されている給与が大学卒業で19万8,000円とか、22万円とかいう数字で公表されております。この一律カットで、本当に新人職員に対して、何ら配慮がないというのはいかがなもんかと思っておりますけれども、こういった議論はなされなかったのでしょうか。

町長、お願いいたします。

議長(赤松孝一) 太田町長。

町長(太田貴美) そのことについて、特別、議論はしておりません。一定の表の中で定められたところを基準としてずっと級を進めておりますので、当初のままでございます。

議長(赤松孝一) 杉上議員。

- 4番(杉上忠義) 大手の企業と私の知るところでは、与謝野町の職員が福利厚生が有利だというふうにも思っておりません。そこで、一般職の平均給与が29万4,666円、3月1日現在でございます。厚生労働省が2月21日に発表いたしました、10人以上勤務される企業4万9,230事業所の回答がありました。そこで、給料は29万7,700円となっております。本町の職員と、ほぼ同額の数字が出とるわけですけれども、この辺の、この一般職に対する配慮

というのも全くなされていませんけども、果たして今、春闘の回答の時期ですけれども、高い、高いと大合唱が起こってる公務員の給与が、実態は高くないという結果が出ております。この点につきまして、見解をお尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりだというふうに思っております。国家公務員と地方公務員とでは、相当落差がございますし、今回のラスパイによります、そうしたカットにつきましても、国家公務員がカットされた後の数値よりも、まだ、我が町のラスパイ指数も低い、ずっと90%のところを、ずっときておりますので、決して高くはないというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） そういう見解をいただきました。もう一つ、労働基本権の回復を目指しまして、地方公務員制度改革2法案というのが提出されておりましたけども、解散と同時に廃案になっております。やはり公務員にとりまして、労働基本権は何としてでも回復するべき権利だというふうに私は思っているんですけども、こうした面から言いますと、政治活動はもちろんできませんし、公務員の働く生活者として、公務員はかなり厳しい環境に置かれてるというふうには、私は思うんですけども、町長の見解はいかがでしょう。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりだと思っております。地公法によりまして、いろんな制約がありますので、民間の、そうした方々と比べたら、いろんな面で非常に制約があるという点では、おっしゃるとおりだというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） そこで、昨日も申し上げて、町長から答弁いただきましたけども、やはりリストラと、この給与削減の連続で、本当に果たして優秀な人材が集まるかというふうな心配もされるわけがございます。やはり、ここへ来まして、雇用の面で非正規といいますか、臨時の職員さんが大幅にふえまして、本来はしっかりとした人材育成をなすべき時期に来てると思うんですけども、こういった面から考えまして、いつまでも、その給与のカットとリストラの連続で、果たして本町の職員が、優秀な職員が、立派な政策立案ができる職員が、本当に育つかというふうに私は心配するんですけども、ぜひとも町長の見解をお尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 実際にリストラしていくという形ではなしに、退職していった人に対して、不補充ではなしに、やはり続けていくために職員を雇用をしております。人数の多い少ないにかかわらず、それらの職員は、それぞれ一生懸命、そうした研修なり、あるいはいろんな形で積み上げて、自分の能力を高める努力をしてくれまして、何せ、その所管します中身について、どんどんどんどんふえてくる、量が増えてくる、そういう中で、それを対応していくのが大変だというふうにも、我々も十分自覚しております。

ですから、この町にとって、どれだけの職員数あたりがいいのか、またそこへ持っていくためには、当然、今まで行政がしていた仕事であっても民間にお願いするだとか、あるいは先日来、出ておりますように、いろんな施設が、公の施設が100ほどありますから、そうしたものを統廃合してスリム化して、そして集中的に職員を配置してやっていくということも、もう同時にや

らなければ、将来、大変なことが起こるのではないかというふうに思っております。そういう意味では、若干そうした部分がおくれている感はいたしますので、やはりいろんな施設の統廃合等、また、事務の簡素化といえますか、そうした仕分けをする中で十分に力が発揮できるような、そういう環境を整えていくということが、大変大事だというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 午前中に有吉議員にお尋ねしたことに重複になりますけれども、やはり今回の地方公務員の給与の改革の騒動の発端はですね、繰り返しますけれども、1月24日の閣議決定、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに、国に準じて必要な措置を講ずる、これが大変大きな問題になっていると思います。昨日は、山田知事の見解も紹介いたしました。ぜひとも、町長におかれましても、町村会を代表してですね、国に大いに中央集権から地方分権への移行を速やかに行うように、強く申し入れをお願いしたいと思いますけれども、町長の見解をお尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした点につきましては、町村会を通じて一番、我々弱小の自治体でございますから、そうしたことについては、常に声を上げております。しかし、今回の、町の、この削減を出させていただいたのは、それとは別に、我が町の世帯が苦しくて、それぞれみんなちょっと我慢して、何とか、この場面を乗り切りたいという、そういう思いの中で、職員にもお願いをし、我々も5%カットと。また、議員の皆さん方も自発的にそうした形をとっていただいて、ご協力いただいているということで、大変ありがたく思っております。

今後については、できるだけ迷惑をかけないような形でいきたいとは思いますが、もう容易に、ことし以上に来年が厳しいということは、もう予測できますので、それに耐えられるように、何とか頑張っていきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 繰り返しになりますけれども、大手企業の春闘の回答、非常にいい結果が出ておるところでございます。この結果が中小企業に、どのように波及するか、期待し、我が町の財政状況も好転するように願っておるところでございます。以上で、私の質問といたします。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

9番、家城議員。

9 番（家城 功） 議案第19号について質問をさせていただきます。先ほど、杉上議員が質疑されておりましたが、私は国が、どうのこうのという視点ではなく、町の財政が非常に厳しいということを鑑みながら、財政確保を図る一環としてという提案理由が書いてありますが、町の財政が厳しい中で町民の方も、もちろん職員も、我々議員も当然であります。そういった中で痛みを伴う緊縮型の予算であるという予算審議の説明もございました。そういうふうには私は受けとめておりますが、再度確認を町長、お願いします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） その趣旨を提案の理由として受けとめさせていただきながら、質疑をさせていただきたいと思います。

最初に、議長にお願いですが、本議案に関して当初予算の資料及び職務階級制の資料について若干触れさせていただきますが、ご了解をいただきますようお願いいたします。

一つ目の質問ですが、先ほど課長のほうから給与に関して2,800万円の、263人で2,800万円の削減になるということを言うていただきましたが、今回、午前中の議案の中で、議会でも、同じこととの判断の中で、議員報酬についても削減が可決されて、わずかばかりではありますが、議員18名で年間、約280万円の節約をさせていただいたというふうに、少しではありますがありますが、貢献ができたのではないかなと感じております。

そういった中で、今回の条例改正につきましては、25年度の4月から3%をカットされるということではありますが、それと同時に4月1日から職務職階制の見直しということで、職階の移動があるというふうにお聞きしておりますが、町長、その辺はことは当然ご存じだと思うんですが、それによって実態がどうなるかということはお聞きしたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） ご質問で、議長に発言の許可を得られたというふうに理解したらいいのか、ちょっとわかりませんが、私どもは、やはりこの給与に関する、この条例の一部改正と、その話とは別の問題であるというふうに思っておりますし、議会で論議する中身でもないというふうに思っておりますので、それらについては、この場面でお答えすることは控えさせていただきます。

議長（赤松孝一） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時47分）

（再開 午後 1時53分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じます。

ただいま別室にて副議長、議運の委員長、私と議会事務局長と4名で協議をいたしました結果、今の件につきましては、総務常任委員会の正式な委員会の場所で協議をされ、なおかつ参考資料も全議員に配付されているということで、やはりここで、この意見を議論しても、別に何ら不義がないということですので、このまま続行いたします。お受けいたします。

家城議員。

9 番（家城 功） 先ほど、答弁ができないということでしたが、この職務職階制というのは、委員会で勉強させていただきましたところ、長年の懸案事項であったということは課長からお聞きしております。そういった中で今回、給与改正がなされる理由ですね、一番最初に私、申し上げましたが、厳しい財政状況に鑑みながら財源の確保を図る一環ということ、それから、予算審議の中で説明がありましたように、職員も当然であるが、町民にも痛みを伴う緊縮型の予算であるという説明の中から質問をさせていただいております。

そういった中で、再度、質問させていただきますが、この職務職階制が取り入れられることによって、実態がどういう状況であるかということはお聞きしたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） この件につきましては、今、議長のほうからのお許しがあったようですので、お

答えはさせていただきますけれども、本来、議案に関することではなしに、これは新年度予算の中で論議されるべき中身ではないかなという思いで、今回の、この議案については、直接お答えすることはできないというふうに申し上げました。

これにつきましては、職員の、そうした協力によって、少しでも財源の確保をしていこうと、それと、この職務職階制の見直しにつきましては、これは別のものというふうに私は考えております。と言いますのは、これは平成19年の給与構造改定が行われまして、今までの職務職階の級の見直しで5級にとどめるというふうな指示が出てまいりました。そういうことで、新しい町になりました与謝野町におきましては、それを忠実に守って5級までの階級の設定をして、現在に至っております。ところが、いろいろと調べてみますと、よそは6級、あるいは7級までを設定したところがほとんどで、5級までというのは我が町だけだったという、そうした事実も一つわかりました。

それから、今まで、この主査級が32歳程度と、それから課長補佐級45歳程度、45歳から60歳ぐらいの年齢の者が、同じ3級に格付されておりまして、組織の均衡を逸した状態となっております。それを解消をしたいというのも一つの目的でございます。

3級、今までですと139名、全職員の約65.3%が、この3級に格付されておりまして、4級は課長、主幹、そして参事、診療所所長というのが5級ということでした。それをやはり見直す、このままではということで、今回、見直しをかけましたのが、1級、2級、3級の中から課長補佐級を4級に置き、そして課長、そして、主幹を参事や診療所の所長のみになっておりました5級に格付を行いました。そのことによりまして、139名であった3級のところの職員数が96人ということで、44.9%の割合になるということで、ある程度の、そうした組織の均衡がおかしくなっていたのが、この格付によって是正されたのではないかという結論に持っていったわけでございます。

この措置によりまして、これまで以上に恐らく町民の皆さんの視線やプレッシャーを抱えた中で、仕事をしていくということになるろうかと思えますけれども、そうした職務職階を見直すことによって、ある程度、責任ある職責にしっかりと身についた、そうした力が今後の町の行政に生かされていくというふうに考えております。そうした意味で、今まで不均衡だった、そうした格付をしっかりと見直して、適正に、その職務を評価し、そして、それに見合う級を置いたということでございます。

これは、なぜ今なのだということをおっしゃるかもわかりませんが、今までにも、こういったことは、ちょうど中の級が大変いっぱいなんだということは聞いておりましたけれども、具体的に町のほうでも調べた結果、他の町の状況等も調べました結果、やはりこの是正をするべきだと、一日も早くきちとした見直しを行って、それぞれが一つの格付によって、責任あるそうした仕事をつけていくということにいたしました。このことによりまして、どうなのかといいますと、最高の給与なんかを見てみますと、19年の給与構造改定時の最高の給与月額額は41万8,700円であったことからすれば、今後、5級の最高給与は月額40万500円であるということで、まだ、その水準にも達していないということでございます。ですから、これによって大幅な、人によってまちまちですけれども、給与の増が行われるというものではなしに、適切な位置に職務職階をきちっと見直すという、そういう今回、作業をさせていただいたということで

ございます。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 考え方の違いというか、思いの、取り方の問題だと思うんですが、この職務職階は確かに、この議案第19号には直接関係はございません。予算審議の中で質問される方もおられると思います。しかしながら、この議案第19号の提案理由ですね、この厳しい財政状況の中において、財源確保を図る一環という言葉がうたわれております。そういった中で、当然、今の職員の皆さんが、よその町村に比べて多くの給料をいただいております。そのような気持ちは、さらさらございません。ましてや、同じように削減をされるという提案をされて、反対する気持ちもございません。私たち議員も、当然そういった中で、財政を少しでも考えた中での取り組みをすべきではないかということで、先ほど5%のカットを可決しました。そういった中で、実態でございますが、この職務職階を今回、見直されることによって、お聞きしておりますと、異動された職員の方、合計73名おられます。一人平均で3%のカット分は、約8,586円というふうにお聞きしております。それに対して、異動によって給料表の位置が変わります。そこで昇給という言い方はおかしいかもわかりませんが、一人当たりアップになる金額が1万662円という数字になります。実態としては、2,076円のアップになるということです。

先ほどから何度も言うておりますが、厳しい財政状況に加えて、財源の確保を図る一環ということで、当然、特別職、また議会の報酬も削減の可決がされました。そういった中で、提案につきましては当然、一人当たり、月の給与額ですけれども8,586円の減給にはなるかとは思いますが、実際のところはアップしているという現状が生まれます。そういった中で、果たして町民の皆さんにも新年度予算の説明にもありましたが、町民の方にも痛みを伴うという言葉、また、緊縮型の予算という表現の中で、この提案がおかしいとは思いませんが、しかし、なぜこの時期に職務職階の見直しを同時にされて、するのか、私も疑問に思いますし、町民の方がどういふふうにお感じになられるのかなというふうな思いがございまして、その辺はいかがでしょう。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 見方が違うと、確かにそのとおりでというふうに思います。このことによって、上がると見るのか、本来、そうした格付がされて、もらわなきゃならない給与を、与謝野町の職員の場合には、今までずっと我慢してきたという見方もございます。私は、むしろ今回、このことを、むしろきちっともう少し正当なと言いますか、適正なところに位置づけるべきではないかと、反対におしかりを受けるかなというぐらいに思ってるぐらいです。やはり、そうした身分を確保した上で、そして納得した3%カットということを私自身は職員に提示させてほしいというふうに思います。そのことによって、やはり今まで我慢をしてたというとおかしいですけれども、本来、よそと比べてもおかしいじゃないかと思うことが、やはりこうした厳しい状況の中で我慢してくれてたんだというふうに私自身は受けとめております。

ですから、それらを確かに、このこと全てで、そのいろんな赤字といいますか、埋め合わせができるというものではありませんけれども、考え方の中では、やはり職員も職員なりにきちっと身分を証明し、そうした、その上の中で、自分らがやるべきことを、カットについても受け入れてくれるという、そういう形が、むしろ正常な形だと私自身は考えておりますので、できること、こうしたことがわかった以上、できるだけ早くそれを是正する必要があるというふうに考えまし

たので、今回に、そういう判断をさせていただきました。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 今、答弁の中で、本来もらわなければならない給与を、もらうべきところでもらわれるという表現がございましたが、決して今の職務職階の中でもらわない、もらわなければならないところでもらっておられないわけではないと思います。これは給与規則なんで、条例でも何でもございません。そういった中で、他町と比べられて、あるべき姿というのは理解はできますが、もらわなければもらわない給与というのは、既にもらわれていると私は理解しております。また、この職務が主査と課長補佐が同じ階級にあるから、責任ある職務、職責がこなせないのかといいますと、私はそんなことはないとお金だけで働いておられる職員の方なんて、僕はおらないと思います。そういった中で、当然給料が下がることは、働く者にとって悲しいことでありますし、できるだけ多くの賃金を稼ぎたい、いただきたいという気持ちは誰しもが同じ思いであると思います。そういった中で、この厳しい財政状況の中で、ましてや25年度においては多少の黒字が出るにしても、26年度からは約3億円に近い金額が、毎年のように赤字になるような試算もされております。そういった中で、そこに働く行政の職員として、この階級見直しというのが今、本当に適切な時期なのかというふうに、私も感じますし、町民の方からすれば予算の分でも目標は5%でしたが、実質2.1%の中で、当然、痛みを感じておられる町民の方も多くおられます。そういった中で、この見直しが果たして適正な時期なのかということに、非常に疑問に感じるわけですが、再度、その辺のお考えをお聞かせください。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、家城議員がおっしゃったように、これは規則で定めております。ですから、必ずもらわなきゃならないという、そういったしぼりのあるものではないというふうに思います。しかし、雇用をさせていただいている私の責任から言えば、生活給である職員の給与を、やはり今回、民間であっても、やはりそうしたことを確保していくということに努力しておられますけれども、こういった我が町のような小さいところでは、本来でしたら、これは別に皆さんにご報告する必要もないことですが、こういう厳しい状況の中だから、あえてきちっと皆さんにお知らせをさせていただいて、我々と言いますか職員の生活給である、こうした状況も皆さんに知っていただいた上で、判断をお願いするのが適切だということで、今回することにつきましても、皆さん方にもご報告をさせていただきました。

やはり将来を担う、確かにお金のことだけでは働いてはいないというふうに思いますし、また、そうしたことはなっていないと思いますけれども、やはり合併してから何にもいいことがない。確かにそうだと思うんです。職員の数は減らされる、事務量はふえてくる、給与はカットされてくる、その中でも一生懸命頑張ろうとしてくれている職員たちでございます。やはり、そんな口には出しませんが、自分の生活給であるものが、どんどんとそういう位置づけだけで変わってくるということについて、また同じ年齢が32歳から60歳までの広い幅の者が、やはりきちっと課長補佐であるということを職責として位置づけられて、それに対する責務を果たしていくという、そうしたことを今回きちっと改めるべきだというふうに私が判断をいたしまして、今回、こういう措置をとらせていただきました。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 合併してから何もいいことがなかったというような思いで仕事をされているのなら、すぐ辞表を出していただきたいと、私は思います。行政に勤める人間として誇りを持っていただきたい。本当にそう思いますよ。いいことがないって日ごろずっと思ったまま仕事をされるなんていうことは、町民にとって何にもプラスにはならないと思います。

やっぱり誇りを持って仕事をしていただいております中で、やっぱり常に頑張っていたいただきたいと思っておりますので、その辺だけはよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） うちの職員が家城議員に辞表を出せなんて言われる筋合ひは全くございません。そんな、職員をばかにしたような言い方につきましては、取り消していただきたいと思ひます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 町長が、そういうふうにおっしゃいました。職員の皆さんは合併して一度もいいことがなかったという思いで仕事をされとるということを言われました。それに対して、そういう思いならということですが、辞表を出せということは言い過ぎた言葉であれば取り消しはさせていただきますが、行政に勤められる、また行政で働かれる皆さんにとっては、そういった思いではなく、誇りを持って職務に当たっていただきたいということがご理解いただきたいと思ひます。以上でおわります。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 誇りを持って働いているからこそ、一生懸命頑張っているというふうにも私、理解しております。その辺は見方が違うと言われればそれまでですけれども、そのことを直接、私に何もいいことがないなんていうことを、それぞれが言ったわけではないし、そういう状況であるということは、我々、私どもも理解しております。

そうした中で、よりよい関係を結んで、なおかつ頑張ってもらえる、将来、5年先、10年先のことを考えれば、今、ここできちっとただしておくことが、よりよいことだというふうにも、私は判断しましたので、今回こういう措置をとらせていただきました。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それではですね、今、この議案第19号には直接、関係ないかわかりませんが、今、家城議員に関連しまして、少しお尋ねをしたいと思っております。

今、町長のお話も聞きましたし、きのう実は、総務委員会委員長の報告を総務委員会で勉強していただいたやつを聞きまして、帰って考えておったんですけど、非常にこれは、どうも理解がしにくいと、こういうふうにも思っておりますね、そこで担当課長に、まずお尋ねしますのは、3級から4級に通常わたるわけですが、あるいは4級から5級にわたるんですが、どこまで、どの何号俸まで来たときに3級は4級にわたることになりますか、現在。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、3級から、現状の3級から4級と申されました。いわゆる4級につきましては、課長、それから主幹、いわゆる課長に、それから、主幹に辞令を交付して任じたとき、そのときに上がるということになっております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） そういうことだろうと思うんですが、通常的に3級から、この規則で見ますとね、規則ございますね、昇級、昇格に関する規則が。ここではですね、必ずそうなってるわけですね。役付、全然、全くそういうことがなかった、平でずっと来た場合は別ですけども、そうしますと、一般に考えられるのが3級の第何十号になったら4級に、辞令とともにわたるということになるんですけども、そこのところをもう少し、なかなかそこところが一般に理解ができませんのでね、そこところをお願いできませんか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 勢旗議員のご質問にお答えします。今、先ほど私が申し上げましたように、4級に上がりますのは、いわゆる管理職ということでございますので。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） そうしますと、管理職になったら、普通ですけどもね、大体何年したら管理職になるということになりますと、なるんですが、そこに、どこにわたるということはわかりませんか。人によって違うということですか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） それ、いわゆる勢旗議員は、わたりのことを申されているというふうに思います。いわゆる4級につきましては管理職、主幹、それしかいけないという。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） ちょっと申しわけありません。わり自体はないということなんで。ただね、私、きのうも、これ考えてみまして、ゆうべ。なぜ、こういうことが起きたんかなと、それはもう給料は毎年きちっと職員組合とやられているわけですね、人勧が毎年ありますから。したがって、そういうことの中で、この今、家城議員からありましたように、19年からですね、ここから後でこういうことが送られてきたという意味がどうしてもわからんですよ。なぜこういうことになるかと、これもっと突き詰めて考えますと、これは給与を、毎年、給与を決めるときか、あるいは給与、実際に管理職にわたるときか、係長にわたるときか、主査にわたるときにね、その号俸に私は誤りがあったのではないかなと、したがって、こういうことが今、起きているのではないかなという気が、私はしてならん。ゆうべ考えておったんですけども、どうもそうでないと、こんなことは起こらんと思うんですけどね、そこところはどうでしょう。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今のお話は、平成19年のときの給与構造改革というのがございます。合併当時は、ご承知だと思いますけども7級を使っておりました。それから7級から5級ということでございます。そのときのご質問では1級、2級、3級、4級、5級ある中で、その格付がきちとなされていなかったんかというふうなご質問だと思います。

その件については、私のほうからは何とも申し上げることはできないんですけども、ただ、先ほど町長が申し上げましたように、5級は管理職、4級は課長補佐、そういった格付を適正にさせていただくということで、ご理解がいただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私は、それでね、ゆうべずっと給料表を、また見てみたんですよ。そうしますとね、係長、主査、3の80号ですね、34万300円という金額にぶち当たったんですけどね、

ここいったきに、これが今度ですね、主幹になられたと、ここまできて、80号までいったときに、係長、主査だった人が主幹になられたと、そうしますと、これは4の51にわたらんなん、この規則でいきますと、しかし、そこらに、何か私は、ちょっとはっきりしないところがあるんですけどね、そこは問題ありませんか、何にも。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ご承知だと思いますけども、級を、役をつけて、次の級にわたる、いわゆる国公基準でも決められてますけども、直近から上位何号俸までの位置づけをしなさいよと、これ決まっております。はい。それに基づいて、規則でも定めておるとおり、やりたいと思っております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それで、今、課長のおっしゃるのが正しければね、この規則どおりやられておるんですから、私は、こういうことが起きるとい気がせんのですけどね、そういうことではありませんか。

私は、先ほどの町長の話の聞いてとっても、もう一つこの説明が、私はなぜこういうことが起きたんかと、私はここに原因があると思えてならんのですよ。そうじゃなかったら、もっと意識的な何かの措置がされてきたと、きょうまでに。これほど給与問題ほどですね、毎年真剣に議論されたことはないんですね、人勧がありますから。したがって、きょうこういう問題が起きたということに、私はどうしても理解ができません。

それから、仮に今、ほんなら、これはそういうこととしましても、今、今度は是正措置がされる人があるわけですけども、退職された方の扱いというのは、この場合どうなりますか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） これはですね、退職された方、これ4月1日からですね、今度は。

15番（勢旗 毅） いやいや以前。この5年間の間にですよ。

総務課長（奥野 稔） 退職された方については、今、それは退職された方について、いわゆる、その分を保障するとか、そういう意味でしょうか。

15番（勢旗 毅） 実損がいつとる人があるのか、ないのかからまずお尋ねしたいと思います。

総務課長（奥野 稔） これにつきましては、実損がある、なしは別にかかわらず、例えば普通の、逆の方向でありますね、例えば期末手当が人勧でアップしたという、人事院勧告が出たとします。そして昨年まで勤めていた人は、それまでどうなるかといった議論と同じで、その時点で、これからの在職する人が、その制度に乗っていく。

それから、それまで勤めていた人の、在職者については、それは何ら遡及をして、どうのこうのするものではないというふうに私は考えております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） とにかく、この説明は、非常にわかりにくいと、根拠が全く出てこんど思っ、ゆうべ一晩考えておったんですけどね。

一つですね、ぜひ、新年度のときにも、十分わかるように説明をしていただかんと、辞令も交布されておりますし、各昇格の、それから給与の格付も毎年上がっていつとるんですわ。そしたらね、その一番、そのときに違ったとしか、私は思えんのですよ、何ぼ、ゆうべ考えとって、一つそういうことで、含めて説明してほしいんですけど、今後も。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 十分説明をしているというつもりでおりまして、申しわけありません。

申し上げましたように、いわゆるそれは年々、1、2、3級の中で、今までの話ですけれども、管理職以外は1、2、3級の中で運用をいたしております。したがって、そうした中で3級に職務職階で主任と課長補佐が3級に格付されているといったことでございます。5級は一部の課長と、それから参事、ここの格付をしてました。そうした中で、5級には最高の管理職をつける、それから3級に、先ほど申しましたように主任から課長補佐まで格付してる。これがどうかと、それを4級に課長補佐は格付すると、こういった今回の昇格基準、職務職階の見直しということでございます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それはわかりました。それはわかりましたけども、そうしますとね、ちょっと先ほどの話に戻って申しわけないんですけど、私は現在の5級制は合併協議会の中で決まったということだと思ってたんですが、先ほど聞きますと6級になっとってですね、そして戻したから、これ問題が起きたような説明がありましたけど、それはそうではなくて、私は5級制は、合併協の約束だと思ってるんですよ。それ違いますか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、勢旗議員は、合併協の取り決めではなかったのかということでございますけども、事実はあれしまして、いわゆる先ほど申し上げましたように、給与構造改善の関係で国が出しました。その中で、当町につきましては5級制を敷いたと、ほかの市町村は、実際のところ6級のところも7級のところもございます。府職におきましては10級を使っているというふうに聞いております。その中の自治体で判断をされたものというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、もう1点だけ、今のに関連してお伺いしますけども。当時、そうしますと仮に6級制だったとしますとですね、当時6級は誰もなかったと思うんですけど、該当者が。その後、いわゆる参事制が敷かれたことがございましたね、ここも。参事制が敷かれて、当然そのときに、そうならその方が6級だったはずなんですけども、ところが、それはちょっとタイムラグがありますから、ちょっとわかりませんがね。私は実際には、もしも、初めから6級だったら、該当者は恐らく6級にはなかったと思うんですけどね、それはどうですか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 私、今、平成18年度の予算の、いわゆる一般行政職の職務の級というのを見ております。その中では、先ほど申し上げましたけど、7級を敷いております。7級に参事がおりまして、6級に課長が格付をされております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それではもう1点だけ、今のね、仮に6級だったとして、課長が6級に位置づけられていたと、けど給与額そのものは、実際の俸給額そのものは、それは何ら、その給料表が統合されてもですね、それは変わってないと、このことは、そういうふうに言えると思うんですけどね、どうでしょうか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 議員のご質問でございます。ちょっとその確認はいたしておりませんので、申しわけございませんけど。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

休憩をとりましょうか。よろしいか、続行して。休憩をとりましょうか、言うたんです。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時30分）

（再開 午後 2時40分）

議長（赤松孝一） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

ほかに質疑はありますか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、最後になりましたようですが、若干、質問していきたいと思っています。その前に、この間、非常にヒートした質疑がございまして、別件が出てきて、それも新年度予算の論議になるようなことも出てきたので、ちょっと冷静にさせる意味で、ちょっと気になるところを1点確認をしておきたいと思っています。

先ほどから町長がですね、対応された問題との関係で、かなり紛糾したような雰囲気があったんですが、私の理解は労使交渉の権限は町長と組合側あると、このことは事実ですわな。この点を私は確認しとかないかんのやないかと、もちろん後での議決とか、意見を述べることは議員さんは自由なことですから、それやってもらったらいいんですが、そこははっきりさせた上で、論議を進めていかなあかんのじゃないかなということを感じたので、この点を確認しておきたいと思っています。

それでは、私が予定している質問をしておきたいと思っています。まず、初めに町長に伺います。先ほど、町長からも答弁の中で出たんですが、改めて町職員が、この間、どういう役割を果たしたかという点に絞って述べさせていただきたいと思っています。

特色ある3町が合併をして、いろんな違いを乗り越えて今日までやってきたと、与謝野町の職員は合併以前から今日までの7年間、ないし8年間になりますか、膨大な、しかもたび重なる国の制度変更などで、また、地方分権にかかわる移管事務などの問題もあってですね、非常に忙しい、多忙な時期だったのではないかと。加えて合併による一体化、一体感のために力を注ぎ、事務事業を進めてまいりました。特に大事な合併前後の数年間というのは本当に深夜まで働き、頑張ってきたことを覚えています。そして、新しい与謝野町のまちづくりを進め、合併以前の旧町の違いを乗り越えて是正していく先頭に立って、まさに今、話題になっている与謝野町流と呼べる、独自のまちづくりの基礎をつくったと、この果たしてきた役割というのは、非常に大きいものがあるというのが私の認識です。

町職員が、町長もおっしゃいましたが、どんどん削減されている中で、まさに地域のまちづくりのコーディネーターとしての大きな役割を果たしてきたと、こういうように考えています。町長に、この点での認識を伺いたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） この与謝野町になってから、その前から3町の、それぞれの職員は、本当にわずかな間での合併を決めていく、それに対する事務量をこなしていく、会議を開き、そして皆さんに報告をし、それらを全てやってきてくれました。この10年間ほどで、それぞれ退職していた課長や、そのほかの職員につきましても、本当に、そういう産みの苦しみの段階から頑張ってきてくれたというふうに、本当に心から感謝をしております。そうした中で、先ほども申し上げましたけれども、給与の大幅な削減や、あるいは20年、21年度には、これ同じように3%カットも行いましたし、欠員不補充でということじゃないですけども、少ない職員数で、みんなそれぞれよく、そうしたいろんな要求に対してよく耐えて、今日の業務に邁進してくれているというふうに思っております。

そうした中で、先ほど一番初めに言われましたけれども、職員組合とも、今までにも何回も話をしてきましたけれども、今回ほど、この件につきまして、明確に我々も把握をし、そして職員組合に提示をし、今回の3%カットにつきましても、本当に、そのことに耐えて、理解を示してくれたものというふうに思っております。先ほども言われましたように、この与謝野町流のまちづくりを進めていく中で、それぞれ外部から入って来る方たちの目に映ります職員の姿というのは、それぞれの先生方の評価は、与謝野町の職員は、本当に町民の立場になって事業を進めていく中で必要な資料をきちっとそろえて、そして、それを提示し、また、それらをまとめていく、それぞれの商工観光課であったり、教育委員会の俳句大会の、そういう取り組みであったり、福祉の里の、やすらの里の建設の、そうした中身であったり、いろんな場面で職員がほめていただいていることが多々あります。

そうした意味では、大変、私自身も、この与謝野町の職員を誇らしく思っておりますし、それをぶることなく、やはり町民の皆さんの下支えをするんだという、そういう気持ちが徹底して浸透してきているんだと、それが与謝野町のいろんな事業を進める上で、縁の下の力持ちとして、大変大きな力を発揮してくれているというふうに私自身は感じております。

そうした意味で、大変、公務員に対します風当たり、個々は、いろいろと100%の人間はおりませんから、個々には、いろいろとあるかと思えますけれども、そうした気持ちと言いますか、心意気といいますか、そうしたものは職員は持って、日々の業務を果たしてくれているというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ありがとうございます。それでは、二つ目の問題ですが、一般質問でも取り上げましたようにですね、今の日本社会がデフレスパイラルが起きてですね、社会、地域全体、日本中がそうなんですけども、まさに社会のゆがみ、弊害が各地で広がっているというところです。この日本のデフレ経済というのはですね、非常に深刻な状況をつくり出しているんですが、それは特にですね、この10年間を見ても明確だと思っております。

例えば、2002年を100にして指標を出している場合、した場合にですね、これは根拠は財務省の資料なんですけども、例えば、一般質問でちょっと触れましたけども、勤労者の平均所得が92まで下がっているんですね、10年間で。非正規雇用の割合が、これが119と、2割ぐらいふえているということです。そして、その大企業といわれている中にある内部留保は2002年で165億円程度でした。これが10年後の2011年には260億円を大幅に上回

るということで1.6倍にもなってるんですね、これがまず前提です。

もちろん、このため込みはですね、大企業のため込みは、あの恐るべきリーマンショックが起きたときでも、彼らはちゃんと備蓄を続けてきたんです。一方で国民の支える社会保障というのは、どんどん後退したということです。これはひとえに、要約するならば、労働法が改悪されたこと、そして社会保障の後退などによって起こった諸現象だというふうに思っています。この点では、述べましたが、日本社会というのが、まさに世界の中でも極めて例外的な異常な国家だというふうになってるということです。これは、日本人が言ってるわけではなくて、海外の方も、そういうことを言っています。

課題は、問題なのはあれです。今のデフレ克服の最大の課題というのは、簡単に言うと今回の今、条例との関係でいいますとですね、賃上げをしないと購買力が高まらない。内需が、もう冷え切った状態の中で打開できないと、これが多くの経済学者が言ってるところであります。ここが、今ようやく政府もですね、この3月になってから、その共産党の議員団の質問に、ようやく、この認識を共有するようになったようです。答弁を見てですよ。どこまでが、これからやってもらえるか、あれなんです。ですから、そういうことが今やマスメディアも含めた合意形成ができ出してきているということです。大事なことは、賃上げを大いにしてもらわなあかんということです、やっぱり一方で中小業者がね、やっぱり7割の雇用をしてるわけですから、持っているわけですから、ここへの支援が決定的に重要になっていると、政府としてはという点を指摘しておきたいと思っています。

そこでですね、副町長にお伺いしますが、こうしたもとの与謝野町の職員賃金というのは、昨年度の場合、ラスパイレスでは93ないし94だったと思うんですが、なぜ99.8%にもなったのかという点です。この点を、今の一般質問でお答えいただきましたが、再度、府下の順位はどうなっているか。同時に、全国で1,700何ぼほどあるという話がありましたが、その数字も再度、ご答弁願えたらと思っています。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。伊藤議員の一般質問で町長がお答えさせていただいております答弁の中で、本町の職員のラスパイレス指数が、昨年の地方公務員給与実態調査の結果、99.8というふうにお答えをさせていただいております。これは、皆さんもご存じかと思いますが、国が震災復興ということで、24年度、25年度と2年間に限って、国家公務員の給与を7.8%下げるということで、実際そうされております。全国の地方公務員が、もしも国と同じように7.8%カットをしたら幾らになるかといった指数を出してます。その指数、ラスパイレス指数が99.8%と。だから与謝野町は現在7.8%のカットを行っておりませんが、行ったとしても国家公務員よりもさらに、0.2ポイントあります。これは、この間、町長が申し上げてましたように、与謝野町の職員は平成18年に合併したときに、旧3町の職員のばらつきを是正をいたしました。まず、これが1回目。

そして、翌19年度には給与構造改革ということで、国からそういった指導があつて、そこでまた、給与の見直しを行っております。その後、また20年度、21年度と、今回と同じように3%カットを職員のほうにお願いをして、3%カットを行いました。19年の給与構造改革の中

で、先ほど来、話が上がってますように、5級制の給料表を使うことになりまして、65%の職員が主査、主任、係長、課長補佐といった、その四つの職階におります職員が、65%の職員が3級の給料表を占めておるとい状況が出てきております。今回のラスパイレズ指数が、国と同じようにカットをした後でさえも99.8%という数字になるのは、そういった、本町が5%を活用、今でも本町が5%を活用しておるといことの影響もあろうかと思っております。

それから、新聞で出ておりましたのでご存じだと思いますけども、与謝野町は全国で1,720団体あります中で、1,512位という位置を占めております。京都府で申し上げますと、一番最下位が笠置町であります。その次が京丹波町、下から三つ目に、三つの市町村が入っております。与謝野町と伊根町と南丹市でございます。そういったランクを今、申し上げましたけども、そういった合併後の、いろんな変遷を経る中で、そして、合併の市町村によくある話なんですけど、今回、南丹市や京丹波町でも下から2番目、3番目に位置をしているということは、合併市町村の多くは、そういった状況にあるわけですけども、そういった経過を経まして、現在、与謝野町の職員は、そういう給与実態にあるということでございます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 最後でございますね、いわゆるこの条例と直接関係ないですが、しかし、非常に重要だと思うので、職員のあり方の問題で質問したいと思います。地方公務員というのは、住民への奉仕者であるとともに生活者で、消費者でもあるわけですね。この賃金というのは、みずからの生活給であるとともに、地域を決めてしまうといかね、プライスリーダーであるという点があります。町職員の賃金が下がれば、地域の賃金は連動して少なくなると、これは逆の法則性といえますか、経済の法則性が働くんだと思います。

安ければよいのではなくて、今、冒頭に、先ほど言いましたように、今、デフレ社会の中で求められているのは、まさに、この賃金がですね、地域全体が、いわゆる収入を得てですね、しっかり働けると、こういう環境になることが大事だと思ってるんですね。ぜひ、こういう点での考え方を、まず、副町長にお伺いしときたいなと思っております。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、議員がおっしゃいましたように職員は、大部分の職員が与謝野町の町民であります。そういった意味では、消費者といことは言えます。地域内の経済循環を考えた場合に、与謝野町の職員が占める割合は大きなものがあるというふうに思っております。

それから、先ほど申し上げましたように、職員は町民でもありますので、25年度予算で町民の方々に、いろんな痛みを強いる予算になっておりますけども、それは言いかえますと、職員も町民でありますので、職員については、今回の給与カットによる痛みに加えて、一町民としての痛みも共有をさせていただくことになろうかと思えます。

7番（伊藤幸男） 以上で終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第19号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

議 長 (赤松孝一) 賛成多数であります。
よって、議案第19号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13 議案第20号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第20号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (赤松孝一) 起立全員であります。
よって、議案第20号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14 議案第21号 与謝野町簡易水道設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第21号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第21号 与謝野町簡易水道設置条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15 議案第22号 与謝野町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第22号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第22号 与謝野町公共下水道条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16 議案第24号 香河辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第24号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第24号 香河辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第17 議案第27号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第27号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (赤松孝一) 起立全員であります。
よって、議案第27号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第18 議案第28号 平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第28号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長 (赤松孝一) 起立全員であります。
よって、議案第28号 平成24年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第19 議案第29号 平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第29号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第29号 平成24年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第20 議案第30号 平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第30号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第30号 平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第21 議案第31号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第31号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第31号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第22 議案第32号 平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第32号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第32号 平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第23 議案第33号 平成24年度与謝野町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第33号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第33号 平成24年度与謝野町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

皆さん方のご協力によりまして思わぬ早く、本会議が予定どおり、日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、3月21日、午後1時30分から開議しますので、ご参集ください。

なお、18日、また本日等に、委員会を予定されておられる委員会の皆さんにおかれましては、本日、時間がございますので、ぜひきょうの日を利用していただければ、改めてのご参集はなく

なりますので、どうかそれからの時間を常任委員会のほうに費やしていただければ幸いかと存じます。

お疲れさんでございました。

(散会 午後 3時12分)